

## 参考資料 1. 有料化事例集

1. 北海道登別市
2. 栃木県宇都宮市
3. 栃木県矢板市
4. 千葉県松戸市
5. 千葉県野田市
6. 千葉県我孫子市
7. 東京都調布市
8. 東京都日野市
9. 長野県長野市
10. 長野県千曲市
11. 愛知県名古屋市
12. 三重県志摩市
13. 京都府京都市
14. 兵庫県洲本市
15. 山口県下関市
16. 福岡県福岡市
17. 熊本県熊本市
18. 沖縄県名護市

<b>1.北海道登別市</b>	常住人口	53,622人（平成18年3月末日）
	常住世帯数	24,448世帯（平成18年3月末日）
担当課：環境政策グループ	面積	212.11km <sup>2</sup>
合併：なし		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	有料化を導入した最も大きな理由は、ダイオキシンガイドラインに適合する施設として建設した、平成12年度（2000年4月）より稼働のごみ処理施設（中間処理施設・最終処分場）の運転経費の財源確保である。	
導入	平成12年4月1日	平成12年4月1日
料金体系	排出量単純比例型	排出量単純比例型
分別区分	5区分6分別 燃やせるごみ：指定有料袋 ※プラスチック類は燃やせるごみ 燃やせないごみ：指定有料袋 粗大ごみ：有料（個別収集） 資源ごみ（びん・缶、ペットボトル） ：無料（透明又は半透明の袋） ※びんは、3色（無色・茶色・その他の色）に分けている。（H23年度より） 有害ごみ	—
料金水準	家庭系ごみ袋料金の設定根拠については、収集運搬・運営管理・施設建設費のうち、近隣市町村との均衡を図り収集運搬・運営管理経費を算定対象とし、その経費の概ね20%を負担してもらうことにした。	家庭系の多量ごみ・事業系ごみの算定根拠については、運営管理経費のみを対象とし算定すると、家庭系ごみ同様20%の負担を求めた場合、100kgあたり700円となるが、近隣都市とのバランス、また経済情勢を考慮し240円としている。
	可燃ごみ 単価2円/L 10L袋：20円/枚 20L袋：40円/枚 30L袋：60円/枚 40L袋：80円/枚	事業系一般廃棄物 燃やせるごみ・燃やせないごみをクルンクルセンターへ直接持ち込む場合：100kgにつき240円 【平成16年4月1日より】 100kgまで500円これを超える場合10kg増すごとに50円ずつ加算
	不燃ごみ 単価2円/L 10L袋：20円/枚 20L袋：40円/枚 30L袋：60円/枚 40L袋：80円/枚	
収集方法	ステーション収集	
徴収方法	指定袋 ごみ処理券（指定袋に入らない場合）	—
料金収入の用途	【家庭ごみ】 ① 指定袋等の作成及び販売に要する経費：約3千万円 ② 一般廃棄物処理施設整備基金積立金：2,500万円 ③ 中間処理施設運営管理経費：①②充当後の残額 【事業系ごみ】 中間処理施設運営管理経費：全額充当	
財政負担	有料化導入・運用に係る財政負担は、総額で11,227万円、うち、約3千万円が袋作成費、ダイオキシン除去装置の更新のための基金が2500万円/年（更新自体は8,500万円）で、残りが施設の運営費となっている。	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物減量等推進審議会             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料化を検討する審議会の委員には、住民代表として、連合町内会代表・婦人団体代表・商工会の代表と、一般公募の2名が参加。</li> </ul> </li> <li>●説明会             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民説明会では、「2割の負担をお願いします。そうすると負担額はいくらになります。」という順序で説明した。この順番を逆にとすると、住民理解を得にくくなる。</li> <li>・ 説明会は町内会単位で、夜間と休日に284回、婦人会に数回実施。参加人数6,777人、人口の12%程度。パンフレットを全戸配布。</li> </ul> </li> </ul>
-------------------------	--

<p>併用しているその他の政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ堆肥化容器購入費補助制度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみ堆肥化容器購入者に対し、平成3年度から購入費の一部を補助。※平成18年度に廃止。</li> </ul> </li> <li>●資源回収団体奨励金支給制度             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源回収事業を行う町内会等に対して、奨励金を支給している。 金額：引渡重量1kgにつき3円を支給。</li> </ul> </li> <li>●不用品ダイヤル市の活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者協会に委託し、家庭や事業所等の不要物や、譲り受けたいものを電話で登録し、当事者同士による不用品の引き渡しをする制度。</li> </ul> </li> <li>●再生品展示室の活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭や事業所等で不要となった再利用できる家具等の小破修理等を行い再生品展示室に展示。展示品は、公開抽選により市民に格安で提供。</li> </ul> </li> </ul>
---------------------	--

**資源を守ろうよ、リサイクル**

**再生品の活用**  
 クリナップセンターでは、集められたごみの中から再利用できる家具などを簡単な修理を施し、再生展示室に展示し公募で抽選販売しています。  
 申し込みの時期は、その都度広報でお知らせします。

**不用品ダイヤル市の活用**  
 家庭や事業所で不用となったものや破損したものを電話で登録していただきます。登録期間は、6カ月間で更新もできます。後援や謝辞方法は本ホームページで相談していただけます。登録は無料、提供する方が保管します。  
 (窓口：登別消費者協会) ☎85-8307

**フリーマーケットなどの活用**  
 不用となったものや、すべしごみとして出すのが面倒なものをフリーマーケットなどで活用することで、資源のリサイクルの促進やごみの減量化につながります。

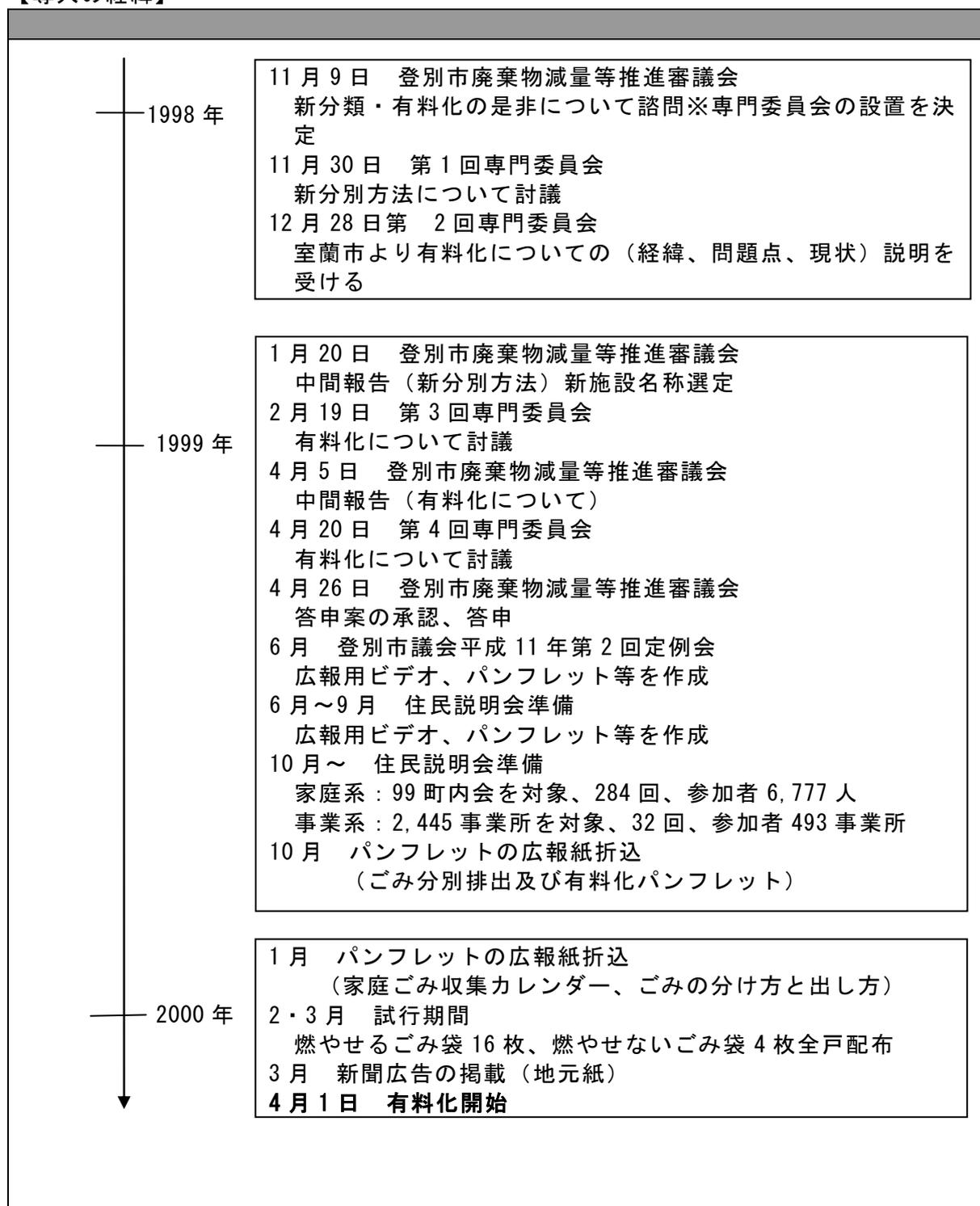
**資源回収奨励金交付制度**  
 町内会や各種団体等で、市に登録し資源回収を実施する団体に奨励金を交付します。古紙(新聞、雑誌、段ボール)、繰り返し使えるびん(酒、しょうゆの1升びん、ビール、ジュース、サイダーなど)

**店頭回収の活用**  
 トレー牛乳パックなどは、スーパーなどで店頭自主回収を実施しているところが増えてきています。これらを利用して、よりすばやくごみを減量してください。—— 不用なものを家裏に持ち込まないことがごみ減量の基本です——

**環境美化推進員制度**  
 ごみの分別の徹底やごみステーション管理は、市民のみならずご協力が重要です。そこで、登別市衛生団体連合会では、各町内会に環境美化推進員を配置し、ごみの減量とリサイクルの普及啓発などに協力していただく取組です。

【登別市 ごみ分別辞典より】

## 【導入の経緯】



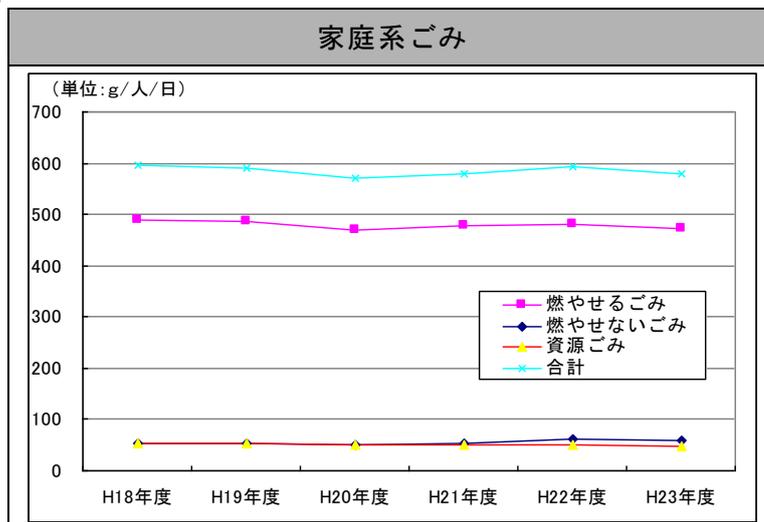
## 【導入・運用にかかわる苦労やうまくいった点】

財源確保という理由は、住民からの合意が得やすかったと考えている。また、隣接する伊達市が平成元年から有料化、室蘭市が平成10年から有料化を実施していたことも、合意形成にプラスに働いたと考えている。

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物排出量の減少 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの有料化とともに、プラごみを不燃ごみから可燃ごみに移行させたので、不燃ごみは大きく減っている。しかし、可燃ごみは増えていないため、全体では36%削減された。</li> <li>・ごみの有料化が図られることにより、発生・排出の抑制が図られた。また、資源ごみ（びん・缶、ペットボトル）を無料とすることで、資源ごみの適正分別が容易となった。</li> </ul> </li> <li>●ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負の効果は特にない。</li> </ul>
リバウンドの評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみについては、有料化実施当初（平成12年度）に比べ、6.5%程度増となっているが、有料化前年に比べ、約32%の減量効果があることから、リバウンドが生じているとは考えていない。</li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の発生件数はさほど増えていない。</li> <li>・防止対策として、巡視パトロールの強化、悪質なものは警察へ通報してもらうようにしている。</li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



### 4. 有料化制度の見直し

制度の見直し方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみのうち引越し等による一時的な多量ごみ及び事業系ごみをクリンクルセンターへ直接搬入する制度の利用件数が毎年度大幅に増加したことに伴い、施設における作業効率が低下していたことから、作業計画を変更し受入体制の整備を図った。また、指定ごみ袋と直接搬入の料金において負担額に格差が生じていることからこれを是正し適正な手数料に改定している（240円→500円）。</li> </ul>
----------	---

<b>2.栃木県宇都宮市</b>	常住人口	515,377人(平成25年2月1日)
	常住世帯数	216,110世帯(平成25年2月1日)
担当課：環境局ごみ減量課	面積	416.84 km <sup>2</sup>
合併：		

### 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的		ごみの減量化、分別及び資源化を推進するため
導入		平成18年4月(料金改定実施) 平成19年度(ごみステーションへの排出禁止)
料金体系		単純比例制
分別区分		廃棄は全て有料 焼却ごみ 不燃ごみ 資源ごみ(新聞・ダンボール・雑誌・紙パック・布類・食用油・びん缶類・ペットボトル・白色トレイ・プラスチック容器包装)
料金水準		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は事業系一般廃棄物の処理費用全額を負担することとし、料金はごみ処理原価(施設のイニシャルコストやランニングコストをもとに算出)を踏まえて、設定している。</li> <li>・収集料金については、収集運搬許可業者が独自に料金設定を行っている。</li> </ul> 再生利用又は再使用が可能な紙類及び布類：36円/10kg 上記以外の一般廃棄物：216円/10kg
収集方法		各戸収集
徴収方法		市の処理施設において、収集運搬事業者あるいは直接搬入する事業者から徴収。
税金収入の用途		施設の整備や管理等に使用。

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポスティング・チラシ配布、巡回広報等</li> <li>・事業系廃棄物は排出者責任で処分されるべきである、という考え方と、一般廃棄物は市に処理責任がある、という考え方があり、市民（特に、現在市内に2万6千程度存在している小規模事業者）からは、ごみステーションへの事業系ごみの排出禁止に対する反対意見が、メール等によって多く寄せられた。これらに対応するため、環境部の全5課が2人組などで地道に説明に回った。</li> <li>・現在でも、パトロールやポスティング、チラシ配布等、小規模事業者に対する周知啓発を行っている。</li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●減量化推進事業（事業者の減量等計画書提出等）</li> <li>●搬入指導強化（個別訪問指導、展開調査等）</li> </ul>

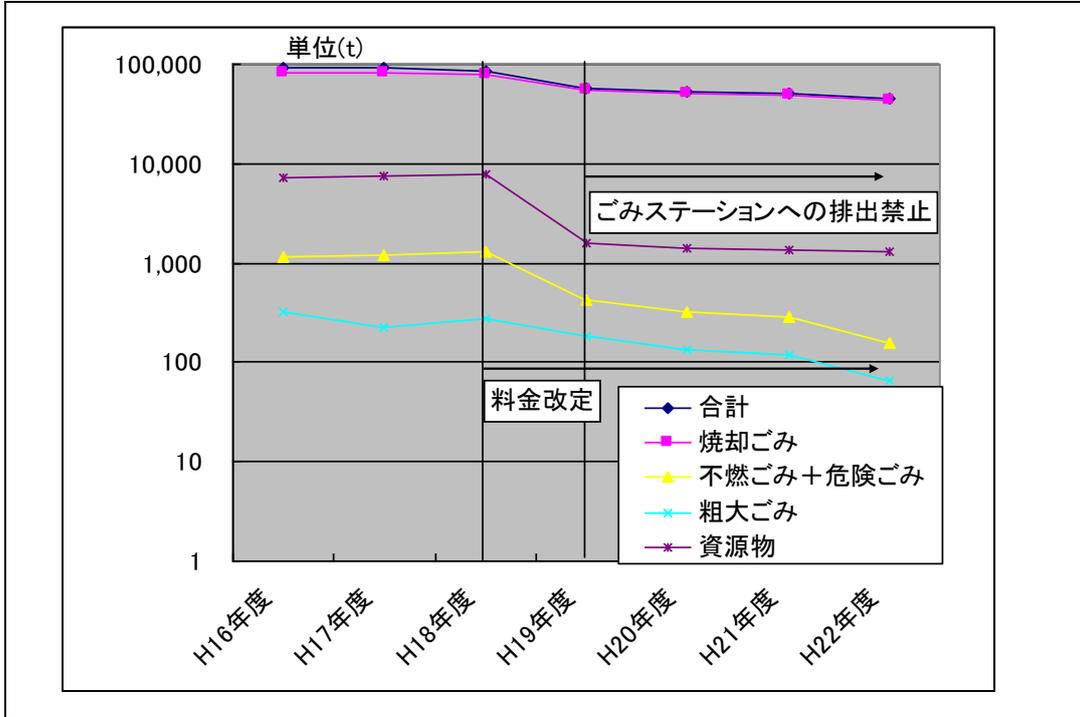
### 【導入の経緯】

事業系ごみ有料化の背景と経緯	
H18.3	<p>一般廃棄物処理基本計画において、事業系一般廃棄物について、分別徹底の推進や適正搬入の強化とともに、以下の内容を記載していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ごみ処理手数料（一般廃棄物処理手数料）の見直し 処理原価に基づきごみ処理手数料（一般廃棄物処理手数料）の見直しを図るとともに、焼却ごみ等の減量化や分別のインセンティブを図る。</li> <li>➢ ごみステーション排出の見直し 現在、ごみステーションに排出されている事業系ごみの排出を見直すことにより、ごみの減量化を図る。</li> </ul>
H18.4	<p>一般廃棄物処理基本計画に基づいて、処理原価に基づく料金改定を実施。</p>
H19.4	<p>事業系ごみのごみステーションへの排出禁止を実施</p>

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみのごみステーション排出禁止、料金改定により事業系ごみは大幅に削減。</li> <li>・ 平成 18 年の一般廃棄物処理計画の平成 22 年度目標を達成。</li> </ul>

【事業系ごみ排出量の変遷】



<b>3.栃木県矢板市</b>	常住人口	35,152人（平成23年3月末日）
	常住世帯数	12,247世帯（平成23年3月末日）
担当課：生活環境課	面積	170.66km <sup>2</sup>
合併：なし		

### 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	ごみ排出量が増加傾向になる中、ごみの減量と資源化を促進するために有料化制度を導入。また、負担の公平性を図り、ごみに係る経費を抑える。	
導入	平成7年10月 ※塩谷広域行政組合で実施	平成7年10月（改正） ※塩谷広域行政組合で実施
料金体系	排出量単純比例型	排出量単純比例型
分別区分	5区分7品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：無料（コンテナ） 有害ごみ：無料 粗大ごみ：持込（有料） 資源物：無料 （古紙、ペットボトル、ビン） ※有料化に伴い、ペットボトル追加。 ビンは平成14年4月より追加。	
料金水準	経費の1/4を市民に負担してもらう想定で料金を設定。	
	可燃ごみ 単価1円/L 小袋 30L：30円/枚 大袋 40L：40円/枚	15円/kg
	不燃ごみ 無料	15円/kg
収集方法	ステーション収集 ※有料化に伴い、全域収集に変更	
徴収方法	指定袋	施設へ直接搬入、許可業者へ依頼
手数料収入の使途	発生抑制・減量化推進の助成・啓発事業費用	一般財源への組み入れ
財政負担	指定袋に関する財政負担 ごみ袋作製費用 無料配布費：約50万円 （5枚/世帯）	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●説明会「もえるごみ指定袋導入行政区説明会」             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域単位での説明会の実施</li> </ul> </li> <li>●啓発冊子の配布</li> <li>●広報誌「広報やいた」への掲載             <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化開始の6ヶ月前より、有料化に関する情報を掲載</li> <li>・有料化導入後、ごみ変化量を公開</li> </ul> </li> </ul>
<p>併用しているその他の政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別収集区分の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトルの品目追加</li> </ul> </li> <li>●助成制度の活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理機購入助成制度の改正</li> <li>・資源ごみ回収団体報奨金制度の改正</li> <li>・学校給食協同調理場へ業務用生ごみ処理機を設置</li> </ul> </li> <li>●その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃食用油リサイクルせっけん作り</li> </ul> </li> </ul>

**ご利用ください** 保潔衛生課 073-1118

**矢板市の資源ごみ回収償金制度はダンゼンお得!**

平野町は今年も冬ごみ回収の準備が整った状態で実施した。その結果、回収率が高くなり、回収量が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

**約32%も減少もえるごみの収集量**

10月からスタートしたもえるごみの回収制度によって、ごみの量が大幅に減少しました。10月1日までの1ヶ月間の回収量を比較すると、9月の回収量と比較して、約32%も減少しました。

**もえるごみの収集量月別比較**

月	収集量 (kg)
9月	10,000
10月	6,700

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

**買い物にひと工夫**

もえるごみを減らした

「もえるごみ」は、燃やしてエネルギーを生み出す。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

**有料指定袋収集から1カ月**

**一丸の取り組みがごみを減らした**

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

**作業が安心 作業能率が上がった**

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

**未回収地域にも将来回収を**

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

**ごみ減らし 持続でせたら**

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

回収率の向上により、回収料が減少しました。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。その結果、回収料が減少した。

【広報 やいた 平成7年11月1日号】

### 【導入の経緯】

H7

- 
- 1月：矢板市ごみ問題検討委員会設置  
検討開始
  - 2月：導入状況調査実施
  - 4月：ペットボトル分別回収開始
  - 6月：広報掲載（～8月）
  - 7月：保健委員説明会実施
  - 7月：地域説明会（～9月）
  - 10月：条例制定、有料化開始

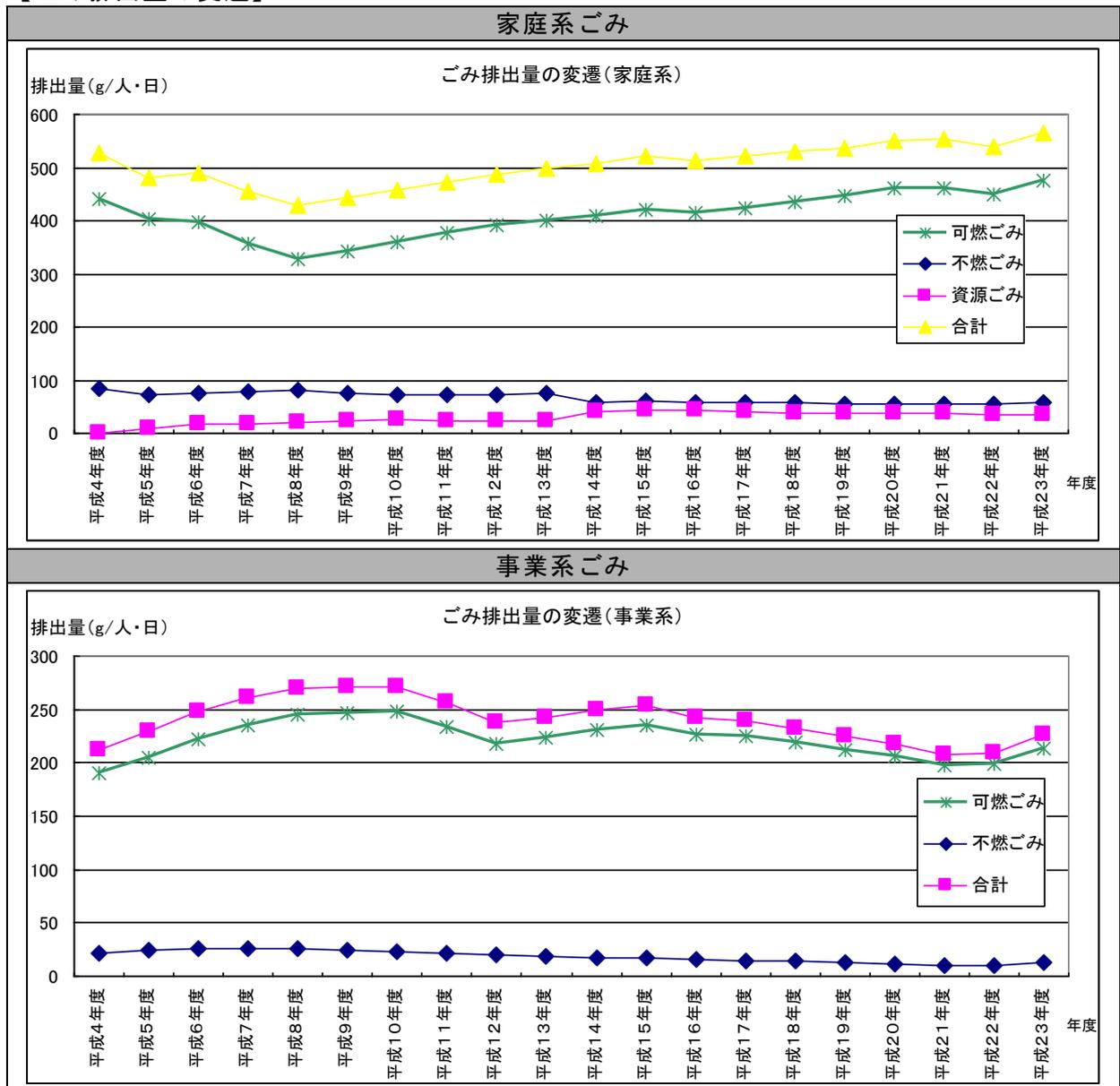
### 【導入に当たっての苦労・工夫】

- ・ 有料化を行っている自治体が少なく、住民・議会の合意を得ることが困難だった。
- ・ 可燃ごみのみの有料化であり、分別排出により負担が削減されることをPR。（分別された資源については全て無料収集）

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街環境の向上             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステーションがきれいになった</li> <li>・収集効率の向上</li> </ul> </li> <li>●住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	特になし
ごみ排出削減効果の維持・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●半透明の指定袋の採用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃えるごみだけが入っているかどうかわかるように半透明の指定袋とした</li> </ul> </li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



<b>4.千葉県松戸市</b>	常住人口	480,579 人(平成 24 年 10 月 1 日)
	常住世帯数	210,266 世帯(平成 24 年 10 月 1 日)
担当課：環境担当部 環境計画課	面積	61.33 km <sup>2</sup>
合併：		

### 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的		事業者責任の徹底及びごみの減量化・リサイクルの促進のため
導入		平成 10 年までに料金改定段階的に実施 平成 12 年(全面導入)
料金体系		単純従量制
分別区分		燃やせるごみ その他のプラスチックなどのごみ リサイクルするプラスチック 陶磁器・ガラスなどのごみ 資源ごみ(金属類・ビン・カン類・紙類・布類) 粗大ごみ ペットボトル：民間資源化施設に搬入 有害ごみ：産業廃棄物処理事業者に委託
料金水準		事業系廃棄物対策総合計画において、一般廃棄物処理手数料の基準は、1kg 当たりのごみ処理経費の 6 割程度とすることが定められた。これに基づき、一般廃棄物処理手数料が見直され、段階的に改定してきた。平成 10 年の改定以降、現在まで改定は行われていない。
		16 円/kg
収集方法		各戸収集
徴収方法		市の処理施設において、収集運搬事業者あるいは直接搬入する事業者から徴収。
税金収入の用途		清掃費に組み入れて、廃棄物行政に使用。

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理手数料の料金改定について、収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に説明を行っている。</li> <li>・減量計画書やごみ処理状況の届出の際に、事業者の説明等を行っている。</li> <li>・平成12年の事業系一般廃棄物の全面有料化の際には、市内事業者に事前に周知を行った。</li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系ごみ処理状況の届出制度開始（平成6年度）</li> <li>●事業系一般廃棄物減量計画書届出制度開始（平成7年度）</li> <li>●家庭ごみの分別収集区分変更に伴い、事業系ごみの分別収集区分も変更（平成13年度）</li> </ul>

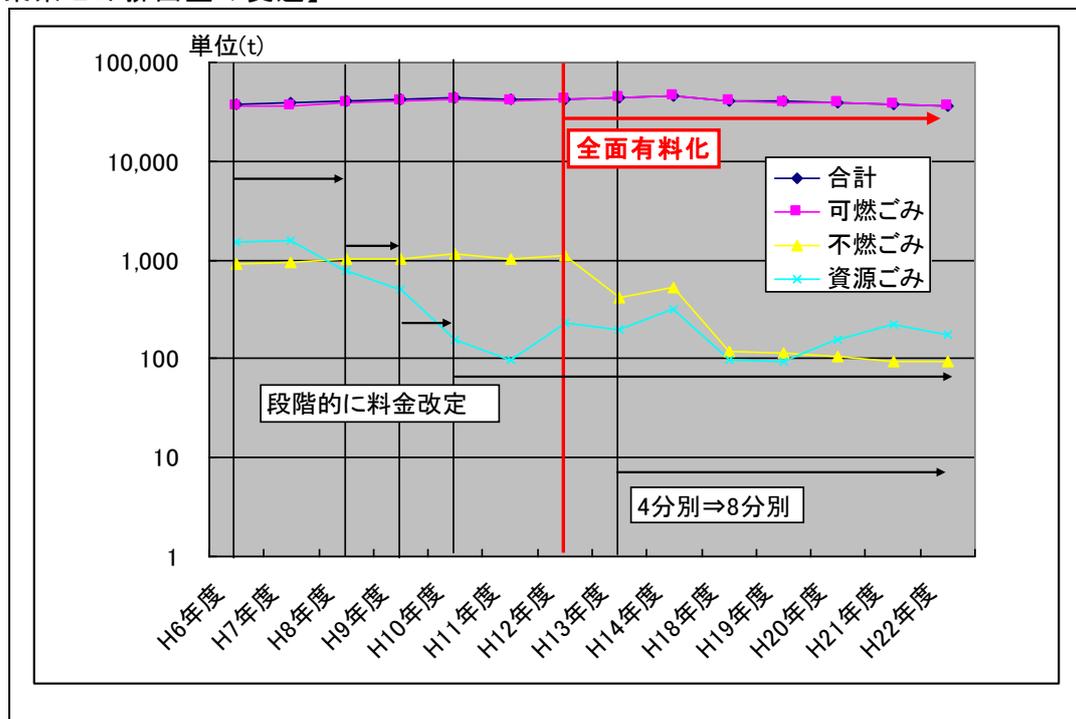
### 【導入の経緯】

事業系ごみ有料化の背景と経緯	
S47～	<p>一般廃棄物（事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物のうち市の処理施設に直接搬入されるもの）の処理手数料（1円/kg）を徴収してきたが、小規模事業者（多量排出事業者等ではない事業者）に対しては、暫定的に家庭ごみ集積所への排出を認めていたため、家庭ごみ集積所に排出する事業者が多かった。</p>
H8.3～	<p>事業系一般廃棄物を総合的かつ計画的に推進することを目的として「松戸市事業系廃棄物対策総合計画」を策定し、排出者責任の考えのもと、事業者は排出量に応じた手数料を負担すべきこと、手数料を適正化することなどが定められた。また、同計画と前後して、多量排出事業者以外の事業者にも廃棄物の種類及び処理の方法等の届出を求めるようになった。</p> <p>事業系廃棄物対策総合計画に基づき、計画策定前後の時期には、適宜、見直しを行い、改定を実施した。現在の処理手数料は、平成10年度改定時（平成8年度は11円/kg、平成9年度は13円/kg、平成10年度は16円/kgとした）の金額で、10年以上改定はしていない。</p> <p>事業系廃棄物対策総合計画や各種届出制度を整備する一方で、暫定的としながらも、小規模事業者の家庭ごみ集積所への排出を依然として認めていたため、家庭ごみ集積所に排出する事業者が多く、市が処理を負担する状況が続いていた。</p>
H12.10	<p>事業者に対して、ごみ処理費用の適正な負担を求める必要性が高まり、小規模事業者にも認めていた家庭ごみ集積所の利用を撤廃し、事業系一般廃棄物は全面的に有料化した。</p>

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみの全面有料化、料金改定は事業者の排出者責任に則ったものであり、排出抑制は目標としているが、定量的な目標値は設定していない。</li> <li>・ 全面有料化時には事業系ごみ排出量は増加（家庭系ごみ排出量は減少）したが、その後、減少傾向</li> </ul>

【事業系ごみ排出量の変遷】



### 4. 有料化制度の見直し

制度の見直し	近年、松戸市の一般廃棄物処理手数料は、近隣市と比べると若干低い傾向にあるので、見直しについて検討する可能性もある。
--------	---

<b>5.千葉県野田市</b>	常住人口	157,363人(平成24年4月1日)
	常住世帯数	62,992世帯(平成24年4月1日)
担当課：環境部 清掃計画課	面積	103.54km <sup>2</sup>
合併：平成15年6月に隣接する関宿町と合併		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的・背景	減量化(前年比2割削減) 1年間で150回の収集を行っているが、これを2割削減(120回とする)ことで制度を設計。平成9年度から夏場対策(生ごみは毎回出したい)として可燃ごみ袋を10枚増量。	—
導入	平成7年4月	—
料金体系	一定量無料型	—
分別区分	可燃ごみ：指定袋(一定量を超えて排出する場合有料) 不燃ごみ：指定袋(一定量を超えて排出する場合有料) 資源ごみ：無料 新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑紙、びん類、ペットボトル類、金属類、布衣類 粗大ごみ：処理券500円/点(後に520円/点)(戸別収集)	—
料金水準	1世帯当たり120枚/年(後に130枚/年)の指定ごみ袋無料引換券を配布し、それを超えて排出する場合には、有料の指定ごみ袋を購入することになる。 ごみ袋の単価は平成4年度ごみ処理単価の1/2を反映し、大(40ℓ)170円、小(20ℓ)85円とした。(後に中(30ℓ)125円を追加)	—
可燃ごみ	無料配布 可燃・不燃併せて年間130枚 ※記名式 無料配布分で足りない場合 20L：85円/枚 30L：125円/枚 40L：170円/枚	—
不燃ごみ	無料配布 可燃・不燃併せて年間130枚 ※記名式 無料配布分で足りない場合 20L：85円/枚 30L：125円/枚 40L：170円/枚	—
収集方法	ステーション収集	—
徴収方法	有料指定袋(可燃：半透明、不燃：透明) 指定ごみ袋販売店で取扱い。	—
手数料収入の用途	廃棄物減量基金へ全額積立。 用途は、ごみの発生抑制・再利用を推進施策等に充当。 なお、歳入は5,200万円～5,800万円程度(全ての手数料収入(事業系含む)の合計)	—
財政負担	指定ごみ袋作成、ごみ袋無料引換券印刷及び各世帯への郵送料、ごみ袋引換手数料等の経費が増加した。	—

## 2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民説明会の開催(平成6年11月から平成7年3月まで) <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定ごみ袋制度及び粗大ごみの有料化制度等について、地区座談会と称し、自治会・衛生区単位に説明会を実施。</li> <li>・開催回数約350回。各地区の参加率は7~8割程度。</li> <li>・職員2人1組で3班編成し、各自治会の要請により出向。自治会未加入者については、衛生区長を通じて周知を依頼した。</li> </ul> </li> <li>●広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報にシリーズで掲載。</li> <li>・新聞折り込による周知。</li> <li>・駅の掲示板やバス車内への広告掲載。</li> </ul> </li> </ul>
<p>併用しているその他の政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●搬入手数料の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・300kgまで無料、100kgごとに300円を10kgまで無料、10kgごとに100円(後に150円)</li> </ul> </li> <li>●資源回収品目の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル(平成7年4月から)、飲料用紙パック(平成8年10月から)を資源回収品目に追加</li> </ul> </li> <li>●生ごみ処理機器購入助成制度再開</li> <li>●粗大ごみの戸別収集の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化への動機付けを高め、廃家電製品を中心とした事業者の下取り促進のため一定の負担を求めるため、一律500円(粗大ごみの重量・容積ということではなく、運搬経費の一部負担という考え方)で、申し込みによる戸別収集を実施。</li> </ul> </li> <li>●廃棄物減量等推進員の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年4月1日から「野田市廃棄物減量等推進員」制度を導入</li> </ul> </li> <li>●無料引換券の還元制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度で使い切らなかった引換券10枚券と古紙100%のトイレットペーパー1パック(12ロール入り)(平成22年度から1パックを6ロール入りに変更)と引替え。</li> </ul> </li> </ul>

## 【導入の経緯】

- H4  
12月：「野田市廃棄物減量等推進審議会条例」施行
- H6  
5月：「野田市廃棄物減量等推進審議会」からの答申  
11月：地区座談会（住民説明会）の開催（～H17年3月）
- H7  
4月：指定ごみ袋制度開始  
粗大ごみの戸別収集・有料化開始  
ペットボトルを資源回収品目に追加
- H8  
4月：「野田市廃棄物減量等推進員」制度を導入  
5月：地区座談会の開催。市民の意見を集約（～7月）  
集約された市民の意見について、代表者会議で討議（8～10月）  
10月：飲料用紙パックを資源回収品目に追加
- H9  
4月：夏場対策として可燃ごみ袋10枚増  
30ℓの指定袋を追加  
6月：粗大ごみ戸別収集手数料の改定  
1個、1束又は1セットにつき500円  
→1個、1束又は1セットにつき520円
- H10  
4月：搬入手数料の改定  
10kgまで無料、10kgまでごとに100円  
→10kgまで無料、10kgまでごとに150円
- H12  
4月：「野田市堆肥センター」が稼働  
剪定枝、落ち葉や刈草などの堆肥化施設  
ごみとして排出される剪定枝等の増加が契機  
「みどりの収集受付」を開始  
市内の住宅敷地から発生する剪定枝、落ち葉や刈草などを申込制  
により無料で回収する  
「ルール違反ごみ取り残し」の強化  
ごみ排出量の増加対策として、分別・袋の縛り方・記名の3点を  
重点的項目とし、ルール違反ごみの取り残しを強化・徹底。
- H13  
12月：廃棄物減量等推進員（代表者）による市内不法投棄パトロールの開始
- H15  
4月：指定ごみ袋の形状を変更（取っ手付き指定袋へ）  
6月：関宿町と合併。ごみ出しルールは野田市方式とする

H16

7月：高齢者、障害者世帯のごみ及び資源について、無料戸別収集を開始

H17

4月：引越しや仕事の都合等で、資源物を集団資源回収に出せない方のために、毎月最終日曜日に『臨時資源回収所』を市内2カ所に設置

H18

4月：引越しや仕事の都合等で、資源物を集団資源回収に出せない方のための『臨時資源回収所』を毎月最終日曜日から毎月第4日曜日に変更

H20

1月：粗大ごみ処理券の市内60店舗での販売開始

H22

4月：ごみ出しルールの変更

- ①化粧品のびんの資源回収への品目追加
- ②剪定枝の長さの基準を1m以下に変更

H23

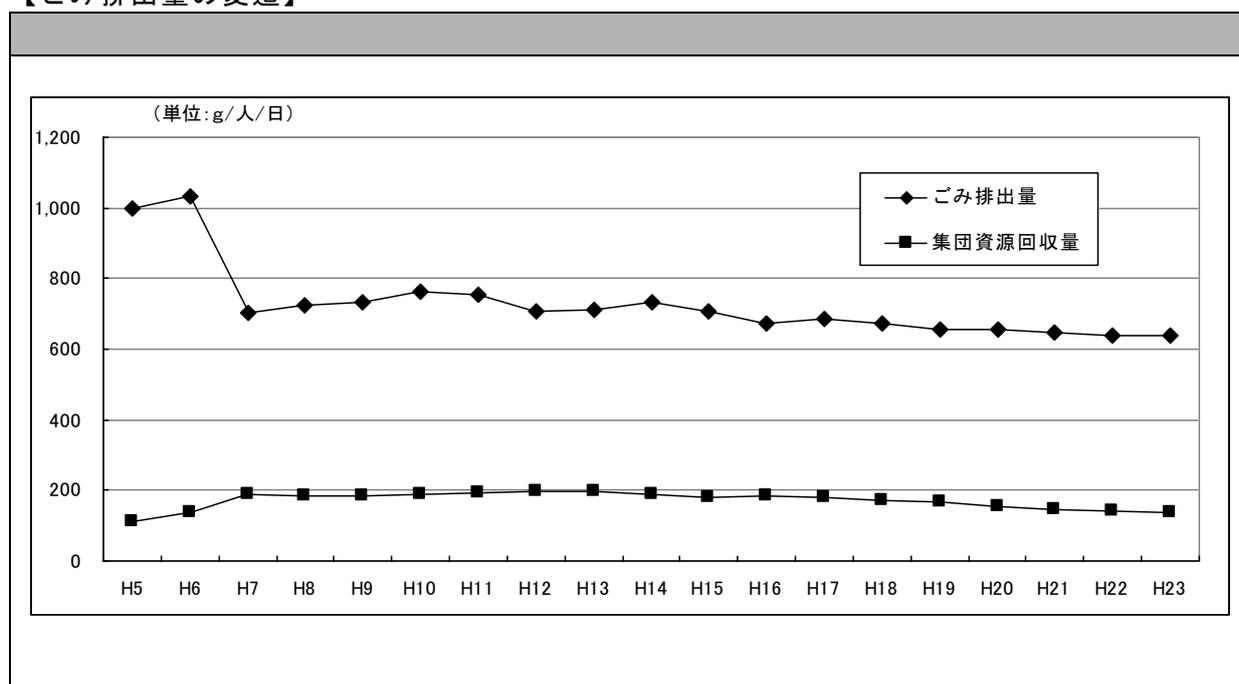
4月：ごみ出しルールの変更

- ①電子レンジを資源物として回収可能
- ②乳白色のペットボトルを不燃ごみ

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	廃棄物排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物排出量の減少 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年に約 1,000 g / 人であった排出量は約 700 g / 人まで減少、約 3 割の減量効果が見られた。</li> </ul> </li> <li>● ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民への対応の負担の増加</li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルール違反ごみは、違反ステッカーを貼って回収せずに集積所に取り残しを行っている。</li> <li>・ 地区指導員（廃棄物等減量推進員）によるゴミ出しルール徹底等に取り組んでいる。</li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄監視システムの導入、24 時間留守番電話による不法投棄の通報受付、定期的なパトロールを実施している。</li> <li>・ 地区指導員（廃棄物等減量推進員）による自主的なパトロールの実施。</li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



<b>6.千葉県我孫子市</b>	常住人口	134,024 人(平成 25 年 3 月 1 日)
	常住世帯数	55,860 世帯(平成 25 年 3 月 1 日)
担当課：環境経済部リサイクルセンター	面積	43.19 km <sup>2</sup>
合併：		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的		公共サービス全般の受益者負担のあり方を見直すため
導入		平成 20 年度(料金改定)
料金体系		単純比例制
分別区分	可燃ごみ：半透明のポリ袋・ビニール袋等 不燃ごみ リサイクルするプラスチック 陶磁器・ガラスなどのごみ 資源ごみ(古紙類・古繊維類・空きびん・空きかん・金属類・容器包装その他プラスチック・食用油・金属類・有害再生物・ペットボトル・剪定枝木・生ごみ) 粗大ごみ 動物死体	
料金水準	昭和 48 年に市の処理施設に持ちこむ場合、3 円/kg としていたが、実際にはあまり持ち込まれることがなかったため、平成 9 年に無料とした。その後、人口増加に伴い市の処理施設に持ち込まれるごみの量が増加したため、平成 21 年 7 月に再度有料化した。	ごみ処理費用の 8 割を事業者負担させる料金水準。
	処理施設に持ち込む場合 157 円/10kg	252 円/10kg
収集方法	拠点回収	各戸収集
徴収方法		
税金収入の用途	市の歳入の一部となる。	市の歳入の一部となる。

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●許可業者への説明会・チラシ配布</li> </ul> 料金改定実施の半年前に、収集運搬許可業者を集め、事前説明会を開催した。また、収集運搬業者に事業系ごみ料金改定のチラシを配布し、契約先の事業者に渡してもらった。
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設の剪定枝木をチップ化し、土壌改良材、堆肥減量等として利用（平成 15 年度開始、平成 18 年度に家庭・事業所に対象拡大）</li> </ul>

### 【導入の経緯】

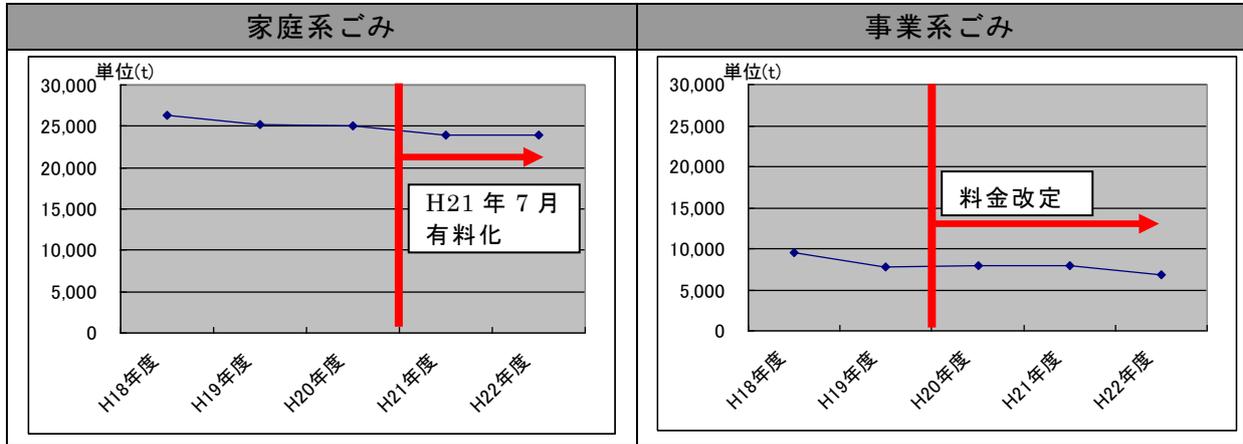
事業系ごみ有料化の背景と経緯	
S48	事業系ごみの有料化導入（6 円/kg）。家庭系ごみは 100kg 以上で市の施設への持込の場合は有料化（3 円/kg）
H8.4～	一般廃棄物対策基本計画（計画期間；平成 8 年度～平成 22 年度）が策定され、検討されるが、事業系ごみの料金改定は計画には位置づけられていない。（料金改定の検討も同時期に行われていたため）
H9.4～	事業系ごみの料金改定実施。以降、事業系ごみの料金改定は行われておらず、周辺市町村と比較して料金が低く、市外からの事業系ごみの持ち込み等も見られ、料金改定の必要性が高まった。
H20.4～	公共サービス全般の受益者負担のあり方の見直しの一環として、事業系ごみの料金改定を実施。一般廃棄物対策基本計画上の位置づけは特になされていない。H21 年度 7 月の料金改定後に現在の一般廃棄物対策基本計画（計画期間；平成 23 年度～平成 32 年度）が策定された。現在の一般廃棄物対策基本計画においても事業系ごみの料金改定は特に位置づけられていない。

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみの排出量は減少</li> <li>・ 平成 8 年の一般廃棄物対策基本計画の平成 22 年度目標は 35%削減であり、平成 22 年度実績では、目標は達成されなかったが、25%削減。</li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】

\* 資源物は含まない



<b>7.東京都調布市</b>	常住人口	223,014 人（平成 25 年 3 月 1 日）
	常住世帯数	109,827 世帯（平成 25 年 3 月 1 日）
担当課：環境部ごみ対策課	面積	21.53km <sup>2</sup>
合併：なし		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	中間処理施設（焼却場）の老朽化及び最終処分場の逼迫と新たな処分場の確保が困難であるという背景のもと、焼却量や最終処分量の減量化を進め、中間処理施設及び現処分場の延命化を図ること	
導入	平成 16 年 4 月	平成 6 年 4 月（導入） 平成 12 年 4 月（改正） 平成 19 年 4 月（改正） 平成 20 年 7 月（改正） 平成 25 年 4 月（改正予定）
料金体系	排出量多段階比例型	排出量単純比例型
分別区分	5 分類 11 品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 有害（危険）ごみ：無料 粗大ごみ：申込制、ごみ処理券貼付 資源物（7 品目）：無料 ※有料化に伴い、資源物 1 品目（プラスチック（容器包装物））を追加。	
料金水準	経済的なインセンティブにより、ごみ発生を抑制に導く額であり、市民の納得が得られ過大な市民負担とならないような単価を設定。市民の減量意識、行動等の観点から、市民の処理負担は 500 円/月程度としていくことが望ましいと、平成 14 年 7 月「家庭ごみ有料化と戸別収集の実施方法等について（答申）」が提出された。	※平成 25 年 4 月の改正により、事業系ごみ袋の単価変更
可燃ごみ	単価（10 枚一組） S 袋（5L 相当）：84 円 M 袋（15L 相当）：273 円 L 袋（30L 相当）：556 円 L L 袋（45L 相当）：840 円（税込）	※平成 25 年 4 月以降 単価（10 枚一組） S 袋（10L 相当）：500 円 M 袋（25L 相当）：1,250 円 L 袋（45L 相当）：2,850 円（税込）
不燃ごみ	単価（10 枚一組） S 袋（5L 相当）：84 円 M 袋（15L 相当）：273 円 L 袋（30L 相当）：556 円 L L 袋（45L 相当）：840 円（税込）	単価（10 枚一組） S 袋（10L 相当）：500 円 M 袋（25L 相当）：1,250 円 L 袋（45L 相当）：2,850 円（税込）

資源 ごみ	無料 7品目（プラスチック（容器包装物）、古紙（新聞・雑誌等、ダンボール、雑紙）、古布、ビン、カン、ペットボトル、牛乳パック）	【プラスチック（容器包装物）】 単価（10枚一組） S袋（10L相当）： 500円 M袋（25L相当）： 1,250円 L袋（45L相当）： 2,850円 （消費税込） 【古紙（新聞・雑誌等、ダンボール、雑紙）、古布、ビン、カン、ペットボトル、牛乳パック】無料
収集方法	戸別収集（牛乳パックのみ拠点回収） ※ステーション収集から変更。	
徴収方法	有料指定袋（家庭系：可燃－オレンジ色の半透明、不燃－青色の半透明 事業系：緑色） 市内約300店舗の「指定収集袋取扱店」で取扱い	
手数料収入の 使途	指定袋の作製・流通費など有料化運用経費、戸別収集の導入費、発生抑制・減量化推進の助成・啓発事業費、収集・処理費等に利用	

## 2. 円滑な有料化の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<p>●説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度において住民説明会等の開催回数は、合計で305回、参加人数約19,650名である。そのうち市主催の説明会は、延べ50回（7,710名が参加）、ごみ懇談会・出前講座は255回開催（11,940名参加）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの市民に参加してもらえるよう「参加数が5名以上であれば、何時でも何処でも行きます！」というスタンスで開催。</li> </ul> </li> <li>主な説明内容は、本市のごみ現状・ごみ組成分析結果・ごみの分別方法等。直接市民と対話することにより、理解度を深めることができる。</li> <li>シンポジウムや駅頭キャンペーン説明会を実施し、ごみ処理の現状やごみ減量の必要性を訴えた。</li> </ul> <p>【調布市ごみ出しルール パンフレット】</p> 
併用している その他の政策	<p>●分別区分の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック（容器包装物）の分別収集を実施</li> </ul> <p>●戸別収集の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステーション方式から、戸別収集へ変更</li> <li>検討時期には、「戸別収集モデル地区」を設定。モデル地区において、</li> </ul>

	<p>戸別収集実施前後におけるごみ排出状況変化調査（ごみ排出量・質）及び、アンケート調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模事業者のごみ有料化実施や料金水準の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者から排出される事業系ごみの排出量（有料指定袋の排出数）を明確にした。</li> </ul> </li> <li>●廃棄物減量及び再利用促進員（地区指導員の確保・育成） <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウムや駅頭キャンペーン説明会への協力を依頼した。</li> </ul> </li> <li>●生ごみ処理機器導入助成制度の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金額を増額した。</li> </ul> </li> <li>●ふれあい収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別収集の実施に伴い、日常生活に伴い発生する可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ及び資源物等を自ら集積所に運び出すことが困難な高齢者及び障がい者等の世帯に対して、戸別に声をかけながら収集をすることにより、日常生活の負担を軽減すると共に、市民サービスの向上を図っていく。申し込み・審査のうえ確定する。</li> </ul> </li> </ul>
--	--

## 【導入の経緯】

### H 5 リサイクル条例検討委員会

「家庭ごみについては、排出量に応じた負担をすべきである」との提言

### H 9 廃棄物減量及び再利用促進審議会

「家庭ごみ排出課徴金制度の導入が必要である」との答申  
調布市ごみ管理基本計画

「家庭ごみ排出課徴金制度導入が必要」という方向付けがなされる

### H11 第14期まちづくり市民会議

「社会的立場の弱い世帯に配慮しながら、勇気をもってごみの有料化を実践する」との提言

### H13

10月：東京都市長会

「平成15年度を目途に、全市で家庭ごみ有料化を目指す」との申し合わせ

### H14

2月：家庭ごみ有料化検討委員会発足

7月：家庭ごみ有料化検討委員会 検討結果報告

### H15

6月：戸別収集モデル実施の住民説明会実施（～7月）

モデル地区である市内7ヶ所の自治会（970世帯）を対象  
ごみゼロのまち調布・シンポジウム実施

7月：リサイクル推進大会実施

駅頭キャンペーン説明会実施（～8月）

9月：第3回定例会市議会にて全会派一致にて可決

11月：「戸別収集・一部有料化」説明会実施（～平成16年3月）

### H16

2月：戸別収集実施

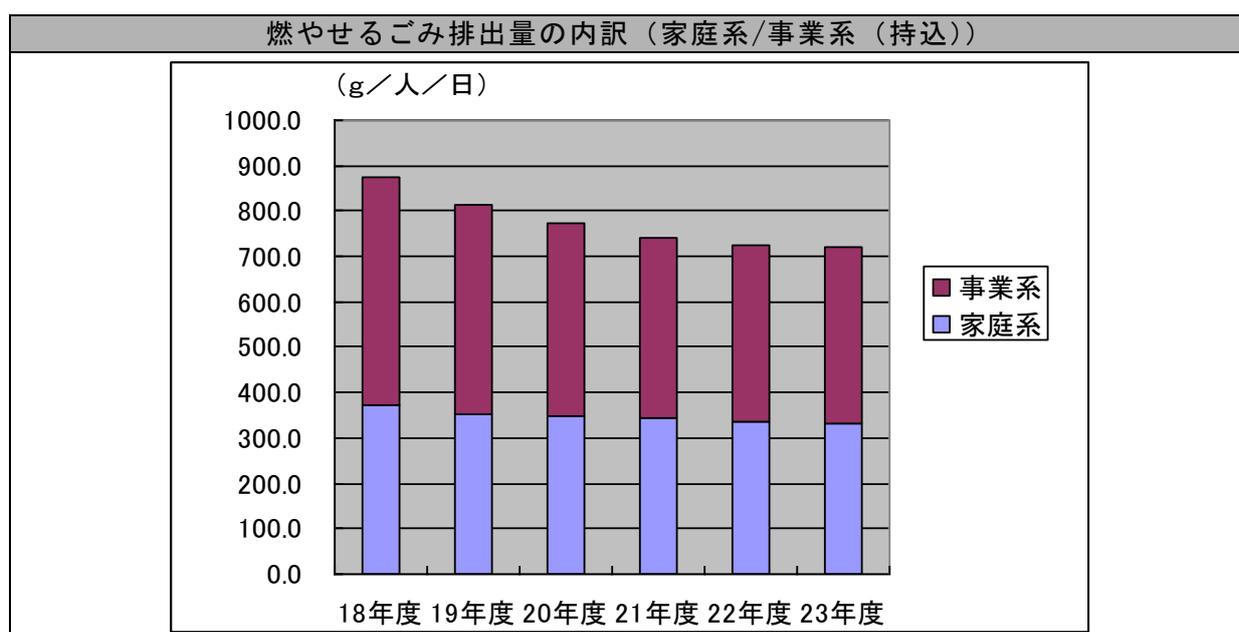
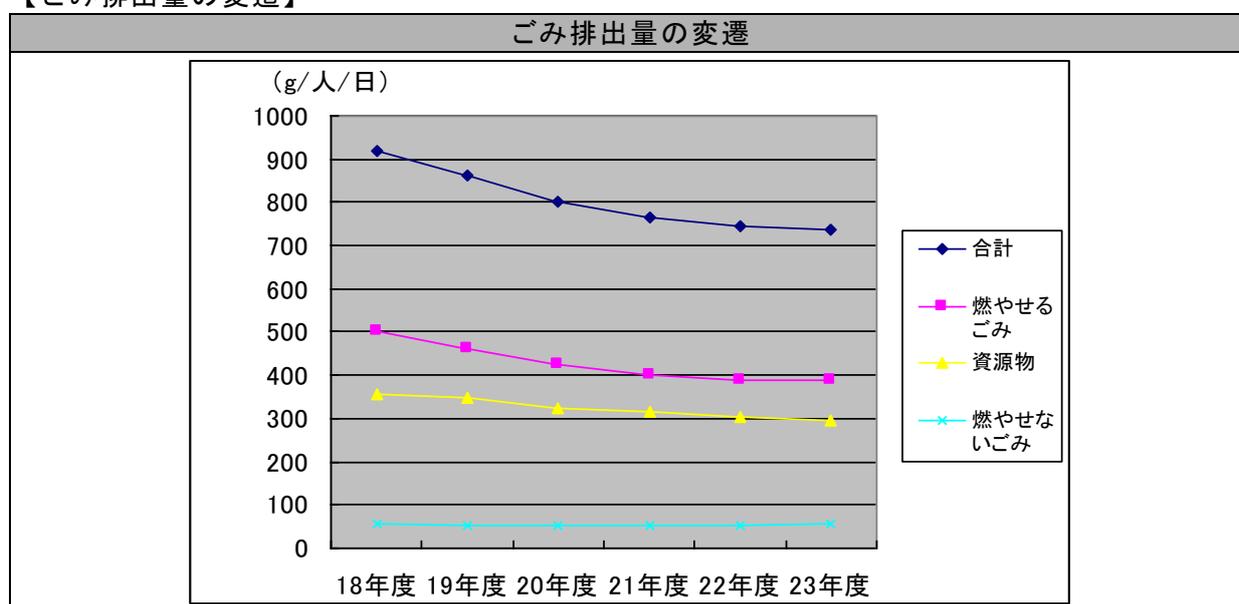
有料袋販売開始

4月：家庭ごみ有料化実施

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物排出量の減少</li> <li>● 不適正排出の減少</li> <li>● 不法投棄の減少</li> <li>● ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政内部の調整等の負担の増加</li> <li>● 住民への対応の負担の増加</li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	<b>【対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懇談会や出前講座等の住民説明会を実施</li> <li>・ 市報、広報誌等による啓発</li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<b>【対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃指導員によるパトロールや不法投棄禁止看板の設置</li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



<b>8.東京都日野市</b>	常住人口	172,483人（平成18年3月末日）
	常住世帯数	75,235世帯（平成18年3月末日）
担当課：環境共生部ごみゼロ推進課	面積	27.53km <sup>2</sup>
合併：なし		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ 排出量が90L/回以下の少量排出事業所が対象
目的背景	日野市はごみ量が多く、リサイクル率は多摩地区でワースト1であり、最終処分場への配分搬入量が超過していることから追徴金の発生が危惧されるほどであった。この状況を打開するため、市では平成9年10月に「ごみ非常事態」を市の広報で訴え、その後、①ダストボックス収集の廃止、②排出者責任を明確にするための原則戸別収集方式の選択、③有料指定袋制、3つをセットにしたごみ減量・リサイクル推進を実施。	
導入	平成12年10月	平成12年10月
料金体系	排出量単純比例型	排出量単純比例型
分別区分	5区分13品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 粗大ごみ：品目別料金シール貼付制 有害（危険）ごみ：無料 資源物（9品目）：無料 （新聞、雑誌・雑誌類、牛乳パック類、古着、古布類、びん、缶類、ペットボトル、トレイ類） ※有料化に伴い、資源物（トレイ類）にプラボトルを追加。	4区分12品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 有害（危険）ごみ：無料 資源物（9品目）：無料 （新聞、雑誌・雑誌類、牛乳パック類、古着、古布類、びん、缶類、ペットボトル、トレイ類） ※有料化に伴い、資源物（トレイ類）にプラボトルを追加。
料金水準	ごみ排出量削減や資源分別の動機付けになるよう、500円/月程度（3～4人世帯）の負担を想定した料金設定。	処理費相当額として設定
可燃ごみ	単価2円/L ミニ袋 5L：10円/枚 小袋 10L：20円/枚 中袋 20L：40円/枚 大袋 40L：80円/枚	単価6.7円/L 小袋 15L：100円/枚 特大袋 45L：300円/枚
不燃ごみ	単価2円/L ミニ袋 5L：10円/枚 小袋 10L：20円/枚 中袋 20L：40円/枚 大袋 40L：80円/枚	単価6.7円/L 小袋 15L：100円/枚 特大袋 45L：300円/枚
収集方法	原則戸別収集 約4万箇所から回収。 ※ダストボックス収集から変更。	
徴収方法	有料指定袋（可燃：緑の半透明、不燃：オレンジの半透明） 市内185店舗（スーパー、コンビニ、酒屋等）で取扱い	
手数料収入の用途	一般財源への組入れ収入相当額を清掃事業に利用	
財政負担	有料化・戸別回収・資源化等の施策により、7億程度の経費増加となっている。	

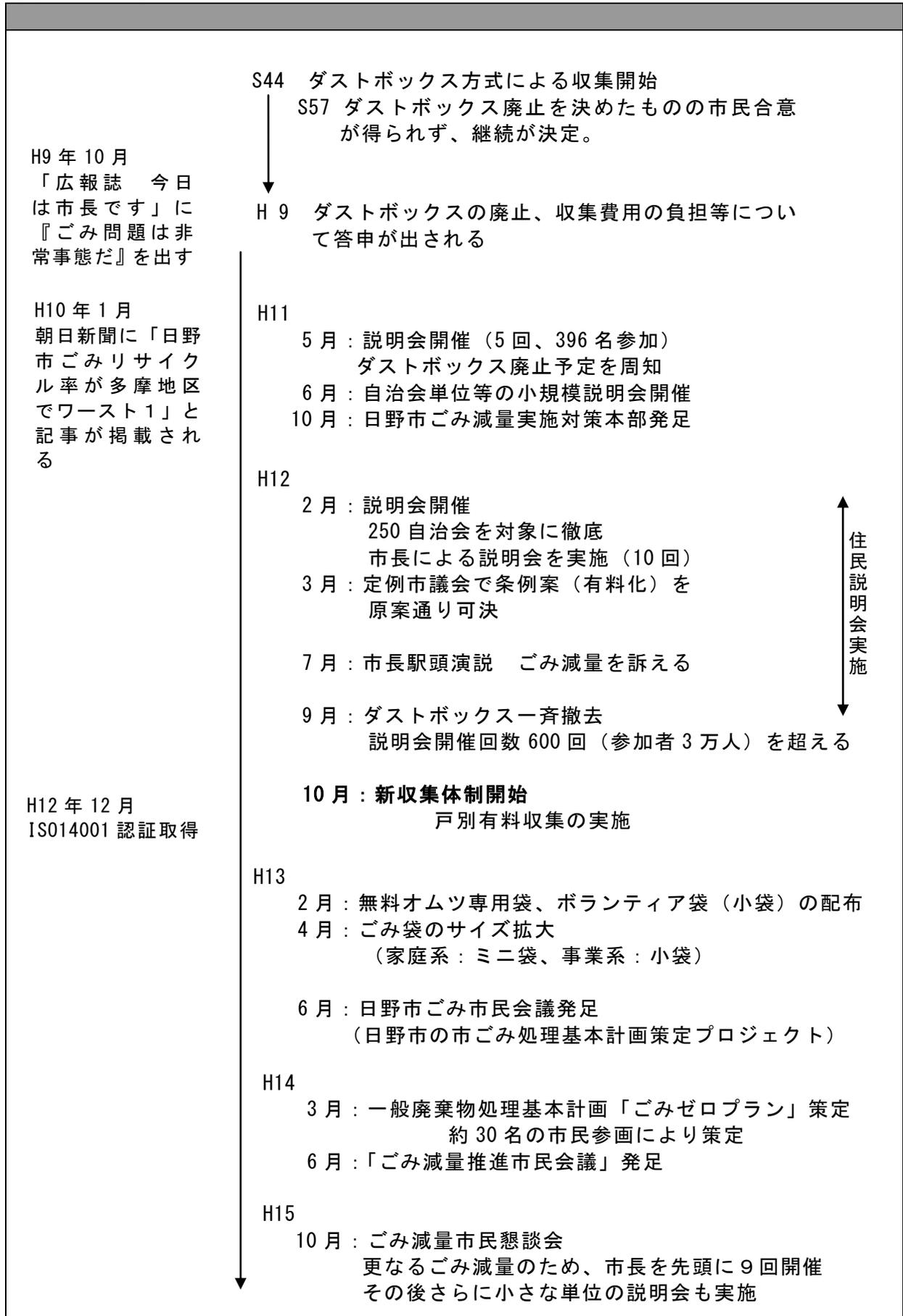
【ごみ処理費の推移】

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
発生抑制費(千円)	55,513	120,906	97,540	86,197	85,548	81,019
収集運搬費(千円)	736,887	1,097,223	1,168,794	1,190,869	1,167,714	1,148,580
中間処理費(千円)	849,962	974,853	953,283	902,109	886,276	816,933
最終処分費(千円)	413,553	481,516	489,416	434,116	383,293	457,286
合計(千円)	2,055,915	2,674,498	2,709,033	2,613,291	2,522,831	2,503,818
総ごみ量	62,808	59,842	50,941	52,081	52,729	50,680
1t当たり経費	32,733	44,693	53,180	50,177	47,845	49,404
1人当たり経費	12,488	16,214	16,318	15,632	14,850	14,632

2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●説明会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延べ600回以上、3万人の市民に説明（～H12.9までの実績）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 納得いくまで話し合うというようなスタンスで開催。</li> <li>➢ より多くの住民に参加してもらえよう、夜間や休日にも開催。</li> </ul> </li> <li>・ 市長を先頭にした説明会、早朝駅頭での訴えを実施</li> </ul> </li> <li>●広報誌「エコー」の発行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全戸配布を行っている。</li> <li>・ 有料化導入までに、4回発行。</li> <li>・ 市民の方に執筆いただくようなページを設けている。</li> </ul> </li> <li>●ごみ減量実施対策本部の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員によるボランティア151名参加</li> <li>・ 3名1組で自治会等へのごみ説明会を実施</li> <li>・ 全集合住宅の排出場所等の調査を実施</li> </ul> </li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ改革に伴うその他の取り組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみパトロール隊の発足</li> <li>・ ごみの分け方・出し方ビデオ</li> <li>・ ボランティア清掃袋</li> <li>・ 配慮が必要な世帯への専用排出容器等貸与・配布</li> <li>・ カラスよけネットと資源容器の貸与</li> <li>・ おむつ専用収集袋の無料配布</li> <li>・ 転入者への指定袋サンプル、ごみ分別カレンダーの配布</li> <li>・ 家庭系ミニ袋、事業系小袋を用意</li> <li>・ 剪定枝のリサイクル</li> </ul> </li> </ul>
【ごみ・資源分別カレンダー】	

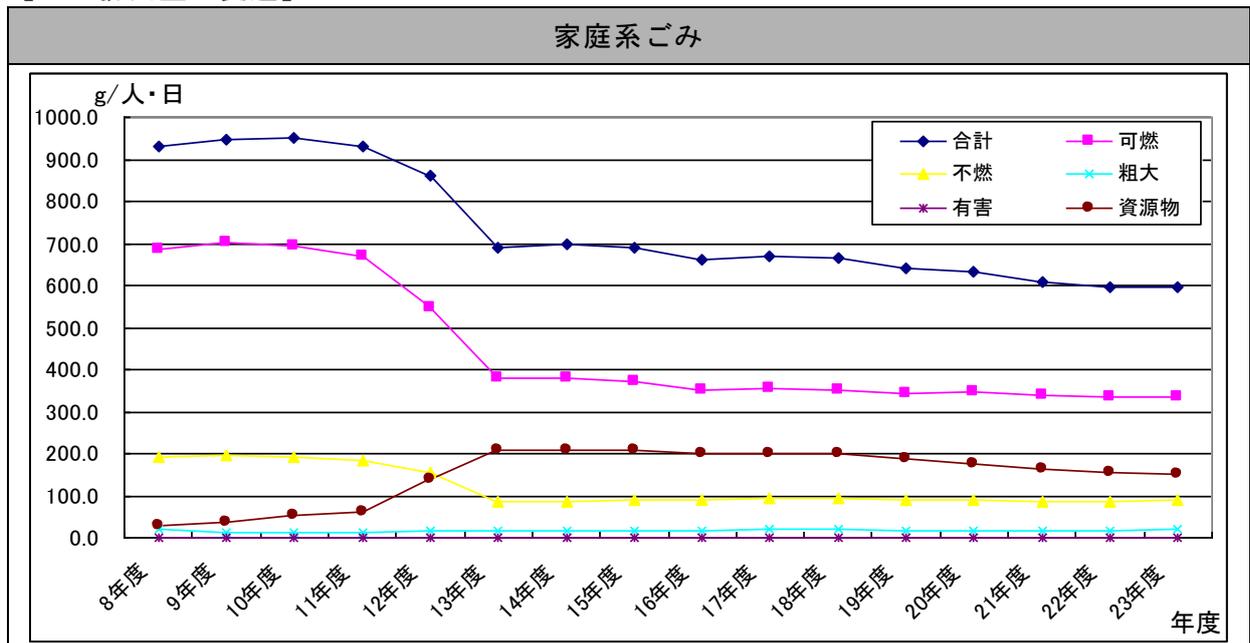
【導入の経緯】



### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダストボックス廃止により、街が広くきれいになった</li> <li>・カラスが減った</li> </ul> </li> <li>●住民意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化導入以前は、約8割の住民が反対だったが、有料化導入後は55%が有料化施策に賛成している。特に、戸別回収に対する評価が高い。(アンケート結果より)</li> <li>・ごみに対する住民の関心が増えた。不法投棄を見つけた住民から「ごみが落ちている」と連絡が入ることもある。</li> </ul> </li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有料化施策の管理コストの増加</li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●負担を感じる料金設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一世帯(4名)当たり500円/月程度の、市民が多少の負担を感じる料金設定にした。</li> </ul> </li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<p>不法投棄は増加していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみパトロール隊の発足 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年4月に発足</li> <li>・不法投棄の監視、ごみ・資源の分別相談等を行う。</li> </ul> </li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



#### 【担当者から】

日野市では、過去2回ごみ減量に向けた答申が出ていたが、なんら対応できずその間にごみ事業が悪化してしまいました。その後、市民による環境基本条例直接請求があり、環境基本計画の策定など、すべての計画において市民参画で策定した事などから、市民との合意形成が重要であると思います。

<b>9.長野県長野市</b>	常住人口	386,564 人(平成 25 年 3 月 1 日)
	常住世帯数	155,237 世帯(平成 25 年 3 月 1 日)
担当課：環境部 生活環境課	面積	834.85 km <sup>2</sup>
合併：平成 17 年 1 月と平成 22 年 1 月に近隣市町村を合併		

### 1. 有料化の仕組みづくり

		家庭系ごみ
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徹底したごみの減量</li> <li>・ 限りある資源の有効活用</li> <li>・ 排出量に応じた公平な負担</li> </ul>	
導入	平成 8 年 11 月に指定袋の実費負担制度及び超過分有料化制度を導入 平成 21 年 10 月に可燃ごみと不燃ごみの有料化制度を導入	
料金体系	単純比例制	
分別区分	可燃ごみ：市指定袋代＋ごみ処理手数料 不燃ごみ：市指定袋代＋ごみ処理手数料 プラスチック製容器包装：市指定袋代のみ 紙：無料 ビン類：無料 缶類：無料 ペットボトル：無料 剪定枝等：無料 乾電池：無料 蛍光灯：無料 廃食用油：無料	
料金水準	単価は 1 円/L 換算。	
	可燃ごみ	10 L：10 円/枚 20 L：20 円/枚 30 L：30 円/枚 40 L：40 円/枚
	不燃ごみ	20 L：20 円/枚 30 L：30 円/枚
収集方法	ステーション回収 拠点回収	
徴収方法	ごみ処理手数料は、可燃ごみ・不燃ごみ市指定袋購入時に上乗せして徴収（販売店から市へ納付される）。	
税金収入の用途	剪定枝等の収集運搬経費や、指定袋流通管理費、生ごみ減量啓発等に活用。	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民への冊子・チラシの配布、メディアによる啓発 「ごみの出し方保存版」や「ごみ減量ガイドブック」などの全戸配布や、市の広報や新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、催事等で啓発活動を進めてきた。</li> <li>●住民説明会の開催 大きな制度改革に際しては、市内全地区で住民説明会を開催。</li> </ul>
併用しているその他の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人対応 カレンダーや指定袋表記の6ヶ国語訳</li> <li>●資源物の拠点回収「サンデーリサイクル」</li> <li>●蛍光灯の拠点回収</li> <li>●段ボール箱を活用した生ごみ処理実践講座</li> <li>●生ごみ自家処理機器購入費補助金</li> <li>●生ごみ一次生成物回収事業 協力農家で完熟堆肥にし、野菜作り等に活用</li> <li>●市清掃センターストックヤードでの指定廃棄物の受け入れ</li> <li>●剪定枝葉等の回収</li> </ul>

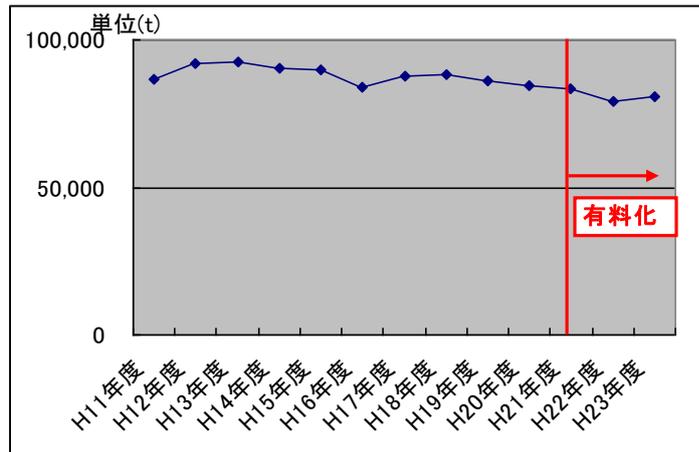
### 【導入の経緯】

家庭系ごみ	
家庭系ごみ有料化の背景と経緯	
H8.3～	「ごみ減量・再資源化推進検討委員会」を提言。H8年11月に家庭ごみ用指定袋実費負担制度とペットボトルの分別収集を全市で実施。H11年12月に実費負担制度の改正後、粗大ごみシールの枚数変更を実施。H16年4月にプラスチック製容器包装分別収集の全市実施、指定袋購入可能枚数を変更。
H21.10	有料化制度開始。剪定枝葉等の分別収集・資源化開始

## 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ処理量
正の効果	・導入前に比べて減少している。平成23年度には22年度よりもやや増加したが、有料化実施前以上に戻った訳ではないのでリバウンドというほどではない。

## 【家庭系ごみ処理量の変遷】



## 4. 事業系ごみ減量対策について

- 家庭ごみの有料化制度導入に伴う事業系ごみ減量・再資源化対策
  - ・事業系可燃ごみとして市清掃センターへ搬入されている剪定枝葉の搬入抑制
  - ・市清掃センターへの産業廃棄物の搬入禁止
- 多量排出事業所対策（※事業ごみとは、事業系一般廃棄物を指す）
  - ・事業ごみの排出量が一日平均 50kg を超える事業所を対象に、計画書の作成・届出、管理責任者の選任の義務付け
  - ・事業ごみ現状把握と減量にむけた具体的指導。
- 「ながのエコ・サークル」認定制度
  - ・環境保全に配慮した事業活動に取り組む事業所を市が認定。

<b>10.長野県千曲市</b>	常住人口	61,403 人（平成 25 年 3 月 1 日）
	常住世帯数	21,734 世帯（平成 25 年 3 月 1 日）
担当課：廃棄物対策課	面積	119.84km <sup>2</sup>
合併：平成 15 年 9 月に更埴市、上山田町、戸倉町の三市町が合併		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的・背景	ごみの発生抑制・減量化、財源確保、負担の公平性確保を目的として導入。枚数制限の目的は、プラスチック製容器包装と紙製容器包装の分別収集を進めるため。	条例で定める小規模事業者（年間排出量が、1,200 kg 以下の事業者）へ、適正な排出を図る目的により導入。
導入	平成 12 年 4 月（導入） 平成 19 年 4 月（改正） 平成 22 年 4 月（改正）	平成 12 年 4 月（導入） 平成 19 年 4 月（改正） 平成 22 年 4 月（改正）
料金体系	排出量多段階（二段階）比例型	排出量単純比例型
分別区分	可燃ごみ：可燃ごみ用袋（25ℓ）または、可燃ごみ用袋（55ℓ）に世帯主の氏名記入 不燃ごみ：不燃ごみ用袋に世帯主の氏名記入 粗大ごみ：有料収集 資源ごみ：無料 乾電池（専用コンテナ）、蛍光灯の管（回収箱）、缶、ビン、紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、使用済み食用油（集積場所指定）、庭木剪定枝	可燃ごみ：可燃ごみ用袋（25ℓ）または、可燃ごみ用袋（55ℓ）に事業所名を記入 不燃ごみ：不燃ごみ用袋に事業所名を記入 資源ごみ（ビン、缶、ペットボトル） ：収集所使用許可書を発行
料金水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二段階としているのは、一段階目はチケット制で、世帯人数に応じて配布するチケット数に差をつけている。配布したチケットが年度内になくれば、追加購入チケットを購入するという仕組みである。</li> <li>・袋を購入する際には、袋の実費代と上乗せ手数料 40 円がかかり、追加購入チケットの場合には、チケットを購入する際に 110 円/枚の購入費がかかった上で、袋の実費代と上乗せ手数料 40 円がかかることになる。</li> <li>・3 歳未満の乳幼児については 1 人につき 50 袋まで、身体障害者や介護を受けており、紙おむつを利用している場合については 1 人につき 100 袋まで袋代の実費で購入できる。</li> </ul>	少量排出者に対しては、チケットを 10 枚まで 1 枚 1,100 円で販売し、指定袋での収集を行っているが、多量排出事業者については収集をしていない。

	<p>・手数料の水準は、一段階目は実際のごみ処理原価の 1/4～1/3 程度となるように、二段階目は処理原価相当額となるように設定している。</p> <p>年間チケット配布枚数（年度内のみ有効）</p> <p>1人世帯 : 7 枚(70 袋購入可)</p> <p>2人世帯 : 9 枚(90 袋購入可)</p> <p>3人世帯 : 10 枚(100 袋購入可)</p> <p>4人世帯 : 11 枚(110 袋購入可)</p> <p>5人世帯 : 12 枚(120 袋購入可)</p> <p>6人世帯 : 13 枚(130 袋購入可)</p> <p>7人世帯 : 14 枚(140 袋購入可)</p> <p>8人以上の世帯については、申請により1人増えるごとにチケット1枚加算できる。</p>	
収集方法	ステーション収集	ステーション収集
徴収方法	<p>・超過分のチケット購入時に市役所窓口にて徴収。</p> <p>・袋(実費+上乗せ手数料)購入時に販売店にて徴収。</p>	チケット購入時に市役所窓口にて徴収。
手数料収入の使途	実際には一般会計に組み込まれるが、考え方としては、ごみ減量に資する事業や不法投棄対策、集団回収補助などに充当している。	
財政負担		

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<p>●住民説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区あるいは常会等、小単位での説明会実施</li> <li>・ 自治会代表者を集めての会議</li> </ul> <p>●広報誌の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌でごみ量の変化やごみの出し方等について紹介</li> </ul>
併用しているその他の政策	<p>●分別区分の見直し</p> <p>●小規模事業者のごみ有料化</p> <p>●生ごみ処理機器購入助成制度</p> <p>●マイバッグキャンペーンの実施・支援</p> <p>●集団資源回収助成制度</p> <p>●分別収集奨励金制度</p> <p>●収集所新設補助制度</p> <p>●地区指導員の確保・育成</p>

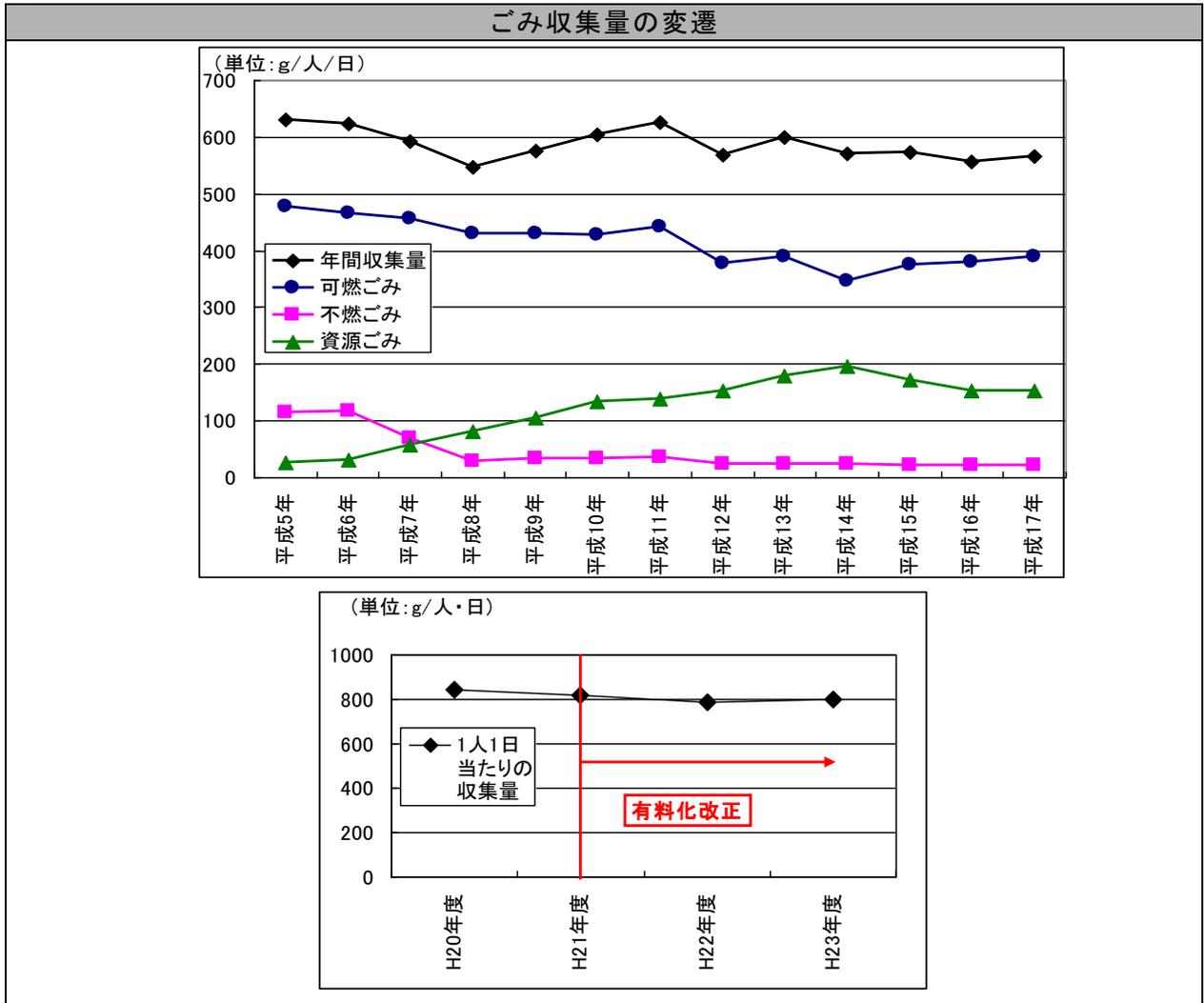
## 【導入の経緯】

↓	<p>S47 可燃ごみ、不燃ごみ収集開始</p> <p>H4～8 指定袋導入</p> <p>H6～8 びん、缶分別収集開始</p> <p>H9 ペットボトル分別収集開始</p> <p>H12 4月 有料化制度（ごみシール制度）導入 プラスチック製容器包装、紙製容器包装分別収集開始</p> <p>H15 合併（更埴市、戸倉町、上山田町）</p> <p>H19 4月 有料化制度（ごみシール制度）改正</p> <p>H22 4月 有料化制度（二段階比例制）改正</p>
---	---

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	廃棄物排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物排出量の減少               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年 4 月に有料化制度をチケット制による二段階比例制に改正した結果、1 人 1 日当たりの収集量が前年度に比べ約 30g 減少した。</li> <li>・ チケットを追加購入するのは全世帯の 1 割程度。</li> <li>・ 従前のごみシール制度による有料化の時から、ごみ排出量を制限されていることから、ごみの減量化に対する意識が根付いている。</li> </ul> </li> <li>● ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ袋へ氏名を記入することにより、最後まで責任を持ってごみを排出する意識が向上している。</li> </ul> </li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長及び役員への説明会の開催。</li> <li>・ パンフレットの作成、市報等による周知。</li> </ul>
不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法投棄防止市内パトロールの実施</li> </ul>

【ごみ収集量の変遷】



<b>11.愛知県名古屋市</b>	常住人口	2,267,280人(平成25年2月1日)
	常住世帯数	1,024,573世帯(平成25年2月1日)
担当課：環境局ごみ減量部	面積	326.43 km <sup>2</sup>
合併：		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的		ごみ減量化
導入		平成12年4月(全量有料化導入) 平成16年4月(改正)
料金体系		単純従量制
分別区分		全量有料化 可燃ごみ：許可業者用指定袋 不燃ごみ：許可業者用指定袋 資源ごみ(空きびん・空き缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・スプレー缶類)：発生量が少量の場合は市の資源収集に排出可
料金水準		平成16年に、料金改定と同時に市による収集を廃止した。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年5月に策定された「第3次一般廃棄物処理基本計画」においては、事業系ごみの料金が平成4年度以降、改定することなく据え置かれていることに対して以下の指摘がなされており、適正な料金のあり方について議論と検討を進めることとされている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業者から集めている手数料が実際の処理コストを大幅に下回っている。</li> <li>➤ 事業者が自主的に資源化に取り組む際の資源化コストよりも、ごみとして処理する際の手数料の方が低いため、円滑な資源の分別・リサイクルが阻害されている。</li> </ul> </li> </ul> 収集運搬業者による収集(収集運搬業者が事業者から徴収する上限金額)：50円/kg 市の処理施設への搬入：20円/kg
収集方法		各戸収集
徴収方法		市の処理施設において、収集運搬事業者あるいは直接搬入する事業者から徴収
税金収入の用途		

## 2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 説明文書配布、巡回広報、メディアでの広報等</li> <li>・ 平成 12 年 4 月の事業系ごみ全量有料化に先立ち、平成 12 年 1 月、市内の全事業者（15 万 4000 事業者）に対してリーフレットを配布した。2 月には、職員が事業所を訪問する巡回広報（11 万 1500 件）を行った。3 月には、テレビ、地下鉄等で広報した。当時、名古屋市では「ごみ非常事態宣言」をきっかけとしてごみ問題に高い注目が集まっていたため、ごみ全量有料化については各種メディアでも取り上げられ、比較的容易に周知することが出来た。</li> <li>・ 平成 16 年 4 月の事業系ごみ料金改定については、全事業者に対して、説明資料を直接郵送することで周知を行った。</li> <li>・ それまで市がごみ収集を行っていた事業者に対しては、市の環境事業所が個別訪問等によりチラシの配布を行った。</li> <li>・ 料金改定と同時に市による事業系ごみの収集を廃止したため、収集運搬業者のリストを記載したパンフレットを配布することで事業系ごみの引き取り先を事業者に対して紹介した。</li> <li>・ 市及び一般廃棄物収集運搬の許可業者が加盟している組合でそれぞれ専門窓口を設置した。</li> </ul>
<p>併用しているその他の政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者の資源ごみの搬入禁止（平成 11 年以降）</li> <li>● 事業系ごみの減量及び適正処理のための指導対象事業者拡大（平成 20 年度以降）</li> <li>● 民間生ごみ資源化施設が整備され、事業者排出の生ごみは資源化施設で処理（平成 13 年度以降）</li> </ul>

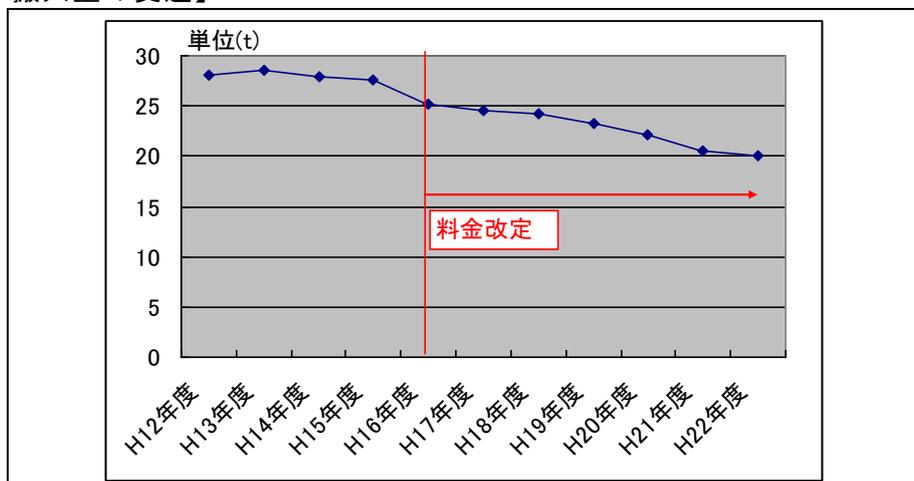
### 【導入の経緯】

事業系ごみ有料化の背景と経緯	
H11.2～	「ごみ非常事態宣言」を契機として、ごみ減量化のための 1 つの施策として、全事業者に対してごみ有料化を実施した。
H12.4	市が事業系ごみを回収する際に用いる指定袋に有料シールを貼付することで、全ての事業系ごみについて有料化を実施した。

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ処理量
正の効果	事業系ごみの処理量は年々減少している。平成 15 年度と平成 16 年度を比較すると、料金改定により特に減少幅が大きくなっている。

#### 【事業ごみ搬入量の変遷】



### 4. 有料化制度の見直し

制度の見直し	平成 14 年 5 月に策定された「第 3 次一般廃棄物処理基本計画」においては、平成 4 年度以降、事業系ごみの料金を改定することなく据え置かれていたため、ごみ処理の手数料が実際の処理コストを大幅に下回っている点が問題となり、事業者の自己処理責任の徹底と適正なコスト負担の考え方から、料金改定を実施した。
見直しの効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 16 年の料金改定時には事業系ごみの減少幅が拡大。</li> <li>平成 20 年の一般廃棄物処理基本計画において設定された平成 22 年度の目標処理量は達成。</li> </ul>

#### 【見直し・改善】

項目	平成 4 年 7 月	導入当初 平成 12 年	見直し 平成 16 年 4 月～
収集運搬業者による収集 (収集運搬業者が事業者から徴収する上限金額)	30 円/kg (ただし、小規模事業者は 25 円/kg)	30 円/kg (小規模事業者は 25 円/kg は廃止)	50 円/kg
市の処理施設への搬入	10 円/kg	10 円/kg	20 円/kg
市による収集	ごみ排出量が常時 1 日平均 10 kg 以下の事業者が排出するごみは市が無料で収集	ごみ排出量が常時 1 日平均 10 kg 以下の事業者が排出するごみは、有料シールを貼付した指定袋を用いて収集 45ℓ 袋 189 円 10ℓ 袋 42 円	市による収集の廃止

\*小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5 人）以下の事業者を指す。

<b>12.三重県志摩市</b>	常住人口	56,224人（平成24年3月末日）
	常住世帯数	22,787世帯（平成24年3月末日）
担当課：生活環境部美化衛生課	面積	179.6km <sup>2</sup>
合併：平成16年10月に浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町と合併		

## 1. 有料化の仕組みづくり

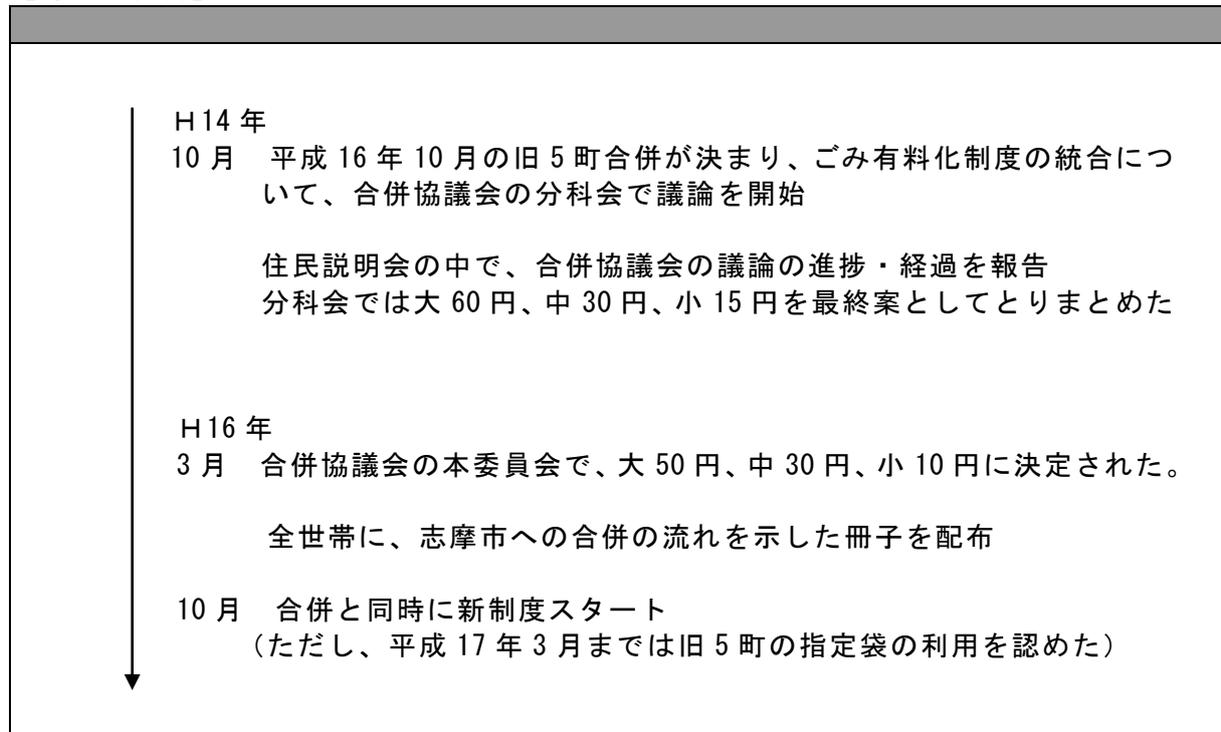
	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	有料化の目的は、ごみの減量化と排出抑制の意識付け。 ごみの排出量は、放置していれば増加してしまう。排出抑制の意識付けのために有料化は重要。	
導入	（導入）旧浜島町：平成12年4月 旧大王町：平成14年10月 旧志摩町：平成11年4月 旧阿児町：平成5年4月 （改正）平成16年10月	
料金体系	排出量単純比例型	
分別区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年4月より、合併前の旧町ごとに一部相違のあった分別区分を次のとおり統一する。</li> <li>資源ごみ（プラスチック製容器包装、白色トレイ・発泡スチロール、ペットボトル、缶、びん、紙類、衣類・布類、乾電池・蛍光管）</li> <li>不燃ごみ（もやせないごみ、ガラス・陶器類）</li> <li>可燃ごみ（もやせるごみ、固形ごみ【浜島町地区：平成25年12月末まで】）</li> </ul>	
料金水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年10月志摩市に合併とともに、手数料は統一し、指定ごみ袋大50円、中30円、小10円に決定した。</li> <li>有料化料金50円/袋のうち、袋原価は10円/袋程度である。</li> </ul>	
可燃ごみ	単価0.5円/L～1円/L 小袋10L：10円/枚、中袋20L：30円/枚 大袋40L：50円/枚 （持込料金） 300円/100kg、プラス10kg30円	持込料金 500円/100kg、 プラス10kg50円
不燃ごみ	単価0.5円/L～1円/L 小袋10L：10円/枚、中袋20L：30円/枚 大袋40L：50円/枚 （持込料金） 300円/100kg、プラス10kg30円	持込料金 500円/100kg、 プラス10kg50円
資源ごみ	単価0.4円/L～0.5円/L 小袋10L：5円/枚、中袋20L：10円/枚 大袋40L：15円/枚	—
収集方法	ステーション収集	
徴収方法	指定ごみ袋	—
料金収入の用途		

財政負担	有料化料金 50 円/袋のうち、袋原価は 10 円/袋程度である。
------	-----------------------------------

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合意形成（有料化の導入是非の議論から現在までの経緯） <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町で料金水準が異なる（浜島、志摩、阿児が 100 円/40L、大王が 40 円/40L、磯部が 22 円/45L）ため、料金水準を高いところに合わせて 100 円とする案があったが、過去に、議会で 100 円を否決した旧町があるため、その案は断念された。</li> <li>・100 円のごみ手数料の 1/2 を自治会に還元していた旧町では、料金水準を下げることに對し、自治会から反対があった。自治会への還元金は、必要な地区については地区振興費として要求するという形にした。</li> </ul> </li> <li>●住民説明会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への説明は、合併協議会の議論の進捗・経過を報告する住民説明会の中で、定期的に状況を報告。料金体系の決定後も説明会を開催。</li> <li>・平成 16 年 10 月時点で余った袋については、「平成 17 年 3 月までの半年までは使えます」とした。買い取りはしなかった。</li> </ul> </li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ堆肥化容器購入費補助制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金額は購入金額の 1/2、上限 3 万円、助成間隔は 1 世帯 5 年間である。</li> </ul> </li> </ul>

### 【導入の経緯】



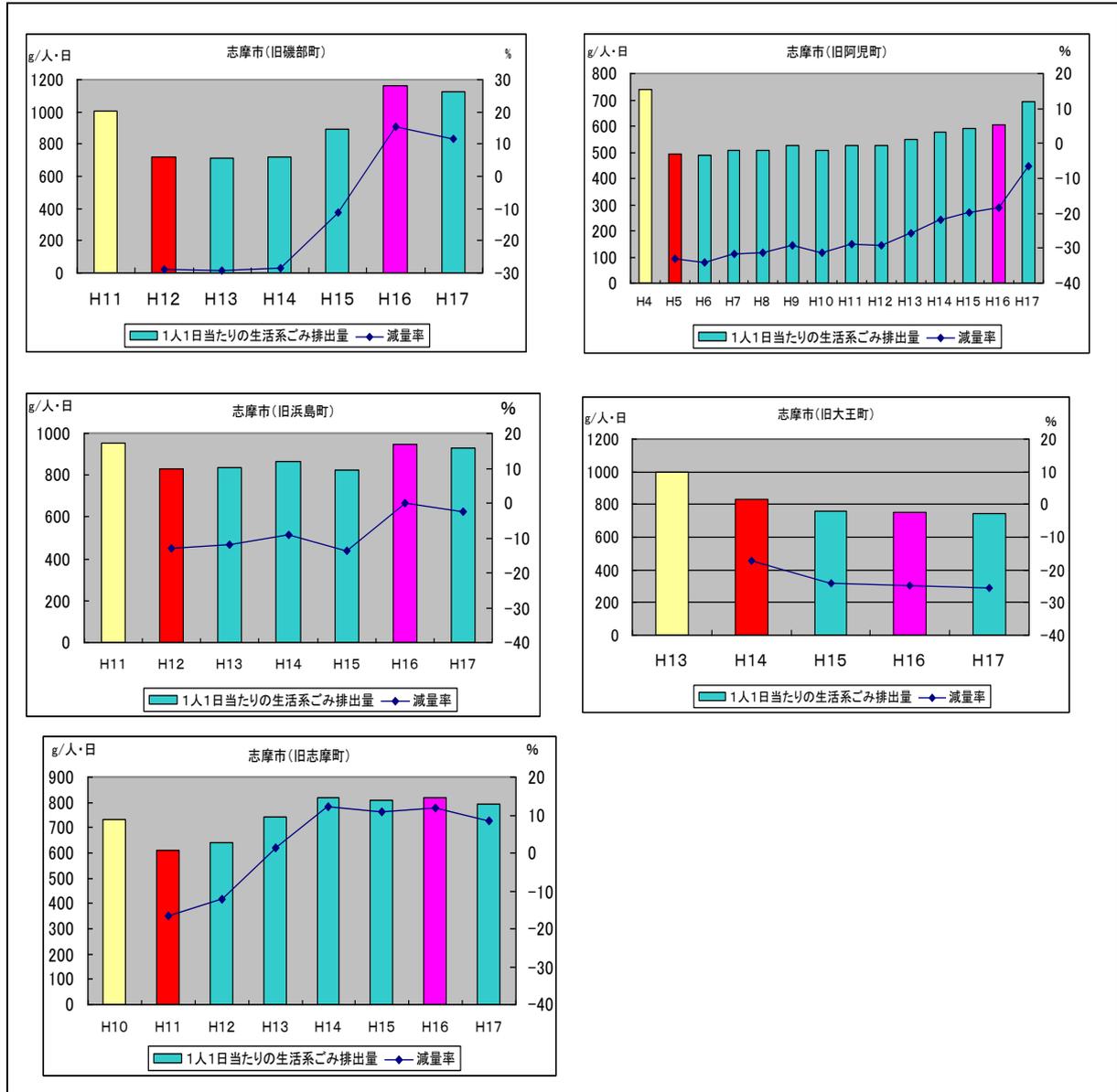
### 【導入・運用にかかわる苦労やうまくいった点】

旧 5 町の手数料水準がばらばらであったが、最終的には、その中間的な水準に落ち着いた。

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> <li>・ 以前に比べ、住民の排出抑制意識が向上したと考えられる。</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不適正排出の増加</li> <li>・ 指定袋に入っても分別不適切なものがある。</li> </ul>
ごみ排出削減効果の維持・対策	
不法投棄の増減評価・対策	

#### 【ごみ排出量の変遷】



#### 【ごみ排出変化量へのコメント・分析等】

- ・ 料金の増減とごみの増減は一致していない。
- ・ ごみ量は、浜島、大王、志摩、磯部は減少し、阿児は増加している。阿児の増加は、人口流入が多いためと考えられる。

<b>13.京都府京都市</b>	常住人口	1,473,416人(平成23年10月1日)
	常住世帯数	685,904世帯(平成23年10月1日)
担当課：環境政策局	面積	827.90 km <sup>2</sup>
合併：平成17年4月に京北町と合併		

### 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	ごみの排出抑制や再生利用の促進等	
導入	平成18年10月	
料金体系	単純従量制	
分別区分	燃やすごみ：市指定有料袋 資源ごみ(缶・びん・ペットボトル・プラスチック類)：市指定有料袋 大型ごみ：粗大ごみ処理券貼付 その他資源ごみ(金属・古紙・紙パック・乾電池・使用済みてんぷら油・リターナブルびん等)：無料	
料金水準	人口10万人以上都市を対象とした調査より京都市が目標とする11.7%以上削減を達成するためには22円/30L以上が必要。また、月額500円を超えない程度を想定。	
可燃ごみ	単価1円/L 小袋 5L：5円/枚 中袋 10L：10円/枚 大袋 30L：30円/枚 特大袋 45L：45円/枚 ※平成19年9月(導入後1年)から20L袋(20円/枚)を追加	○一般廃棄物収集運搬業者が搬入する場合 100kgまでごと800円 (平成26年4月から、100kgまでごと1,000円に改定) ○占有者等が本市施設に持ち込む場合 ・100kg以下のとき1,000円 ・100kgを超え600kg以下のとき 1,000円に100kgを超える部分が100kgに達するまでごとに1,500円を加えた額 ・600kgを超えるとき 8,500円に600kgを超える部分が100kgに達するまでごとに2,000円を加えた額
資源ごみ	缶・びん・ペットボトル・プラスチック 小袋 20L：10円/枚 中袋 30L：15円/枚 大袋 45L：22円/枚 ※平成20年9月から10L袋(5円/枚)を追加	
収集方法	戸別収集 ステーション回収	
徴収方法	有料指定袋	

税金収入の用途	<p>ごみ袋販売による収入は、ごみの発生抑制、再使用、リサイクルという3R施策、まちの美化の推進及び地球温暖化防止施策の推進に特化した活用を行い、市民の目に見える形で還元する。</p> <p>平成21年4月に、京都市環境ファンドを設立し、環境政策関連事業への支出を除いた分を積み立てることとした。平成23年度には3億2,700万円が積み立てられている。</p>	
---------	--	--

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<p>●意見交換会・住民説明会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年11月に中間まとめを発表、住民との意見交換会（青空タウンミーティング）を実施し、また12月には市民アンケート調査を実施し住民の意識を踏まえて更に検討を重ね、平成17年6月に、専門部会から廃棄物審議会に有料指定袋を提言する答申案を提出した。</li> <li>・答申案についてパブリックコメントが実施され、302通、817件の意見をもらい、この意見も踏まえて、最終答申「今後のごみ減量施策のあり方」が平成17年8月に提出された。</li> <li>・最終答申に基づき、市は平成17年10月に、市民しんぶんを通じて指定袋制導入の基本方針を公表し、12月にかけてパブリックコメント、意見交換会が実施された。意見交換会は約200の小中学校区で実施された。</li> <li>・平成18年1月に指定袋制導入の最終方針が広報発表され、2月議会に条例改正案、予算案が提案され、3月にこれが可決し、成立した。</li> <li>・この後、さらに住民説明会を200回程度重ね、またお試し袋を開始前に配布するなどして、住民の理解を深めた上で、平成18年10月より有料化が開始された。</li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集団回収の拡大。</li> <li>●ごみの出し方等をまとめた冊子の配布</li> <li>●全市でのプラスチック製容器包装の分別収集開始。</li> <li>●生ごみ処理機の購入助成。</li> </ul>

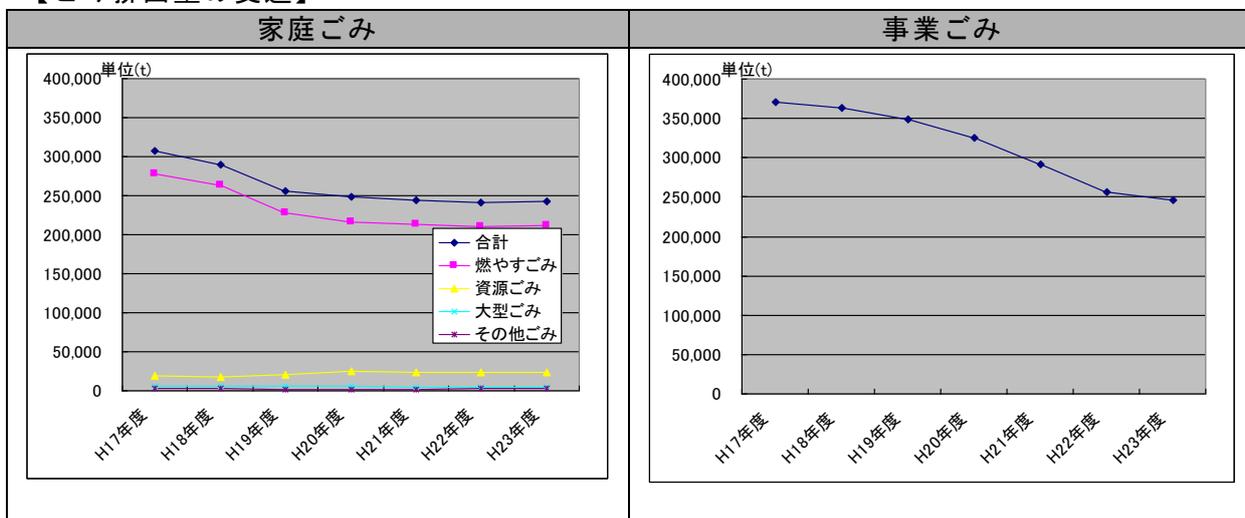
## 【導入の経緯】

家庭ごみ有料化の背景と経緯	
H17.6	専門部会から廃棄物審議会に有料指定袋を提言する答申案を提出。
H17.8	答申案についてパブリックコメントが実施され、302 通、817 件の意見をもらい、この意見も踏まえて、最終答申「今後のごみ減量施策のあり方」が提出される。
H17.10	市長の私的諮問機関「福岡市循環型システム研究会」設置。
H18.1	指定袋制導入の最終方針が広報発表される。
H18.2	議会で条例改正案、予算案が提案される。
H18.3～	指定袋制導入が可決し、成立。この後、住民説明会を 200 回程度重ね、お試し袋を開始前に配布するなどして、住民の理解を深めた。
H18.10	有料化開始。

## 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ収集量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 15 年に策定した一般廃棄物処理計画（京都市循環型社会推進基本計画）の減量目標達成。</li> <li>有料化実施にあたっての定期収集ごみ（燃やすごみ）の削減目標は達成。</li> <li>定期収集ごみ（燃やすごみ）は平成 19 年度時点で 23 万トンを切っており、有料化実施にあたっても目標も達成している。</li> </ul>

## 【ごみ排出量の変遷】



<b>14.兵庫県洲本市</b>	常住人口	51,360人（平成18年3月末日）
	常住世帯数	20,020世帯（平成18年3月末日）
担当課：市民生活部環境整備課	面積	182.46km <sup>2</sup>
合併：平成18年2月に五色町と合併		

### 1. 有料化の仕組みづくり(旧洲本市地域の取り組み)

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	分別収集を実施するために、有料化もあわせて改正を行った。	家庭系の変更に伴い、自己搬入又は許可業者による収集に改める。
導入	平成6年7月（導入） 平成18年10月（改正）	平成18年10月（改正）
料金体系	排出量単純比例型	許可業者との契約
分別区分	18品目 可燃ごみ：市指定有料袋 不燃ごみ：市指定有料袋 有害危険ごみ：無料 粗大ごみ（可燃、不燃）：無料 資源物：無料 （12品目：新聞紙、ダンボール紙、雑誌・その他の紙、ペットボトル、紙パック古着類、プラスチックトレイ、アルミ缶、スチール缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん、（廃食用油）） ※ 有料化に伴い、17品目に（合併した旧五色町の区分に合わせた） ※ H19年4月より一部希望のある町内会より廃食用油の回収を実施し、18分別となっている。（洲本市リサイクルセンターではH18年12月より実施。旧五色町では合併前より実施中。）	家庭系に準じて資源の分別・ごみ減量化に努める。
料金水準	旧洲本市のごみ処理手数料（10kg又は10リットルにつき100円）を基に、淡路島内の他の市町を参考にしながら、料金水準を決定。	許可業者との契約による。 （許可業者へは、法に基づき市のごみ処理手数料1円/kg・lを上限とする価格設定をするよう指導。）
	可燃ごみ 単価1円/（kg・L） 小袋 15kg・L：15円/枚 大袋 35kg・L：35円/枚	許可業者との契約による。
	不燃ごみ 単価1円/（kg・L） 小袋 15kg・L：15円/枚 大袋 35kg・L：35円/枚	許可業者との契約による。
収集方法	ステーション回収（可燃・不燃） ：市内600箇所設置 エコステーション回収（資源ごみなど） ：市内158箇所設置	許可業者との契約による。
徴収方法	有料指定袋	許可業者との契約による。
手数料収入の用途	収集運搬（指定袋の作製・流通費など運用経費、発生抑制・減量化推進の助成・啓発	

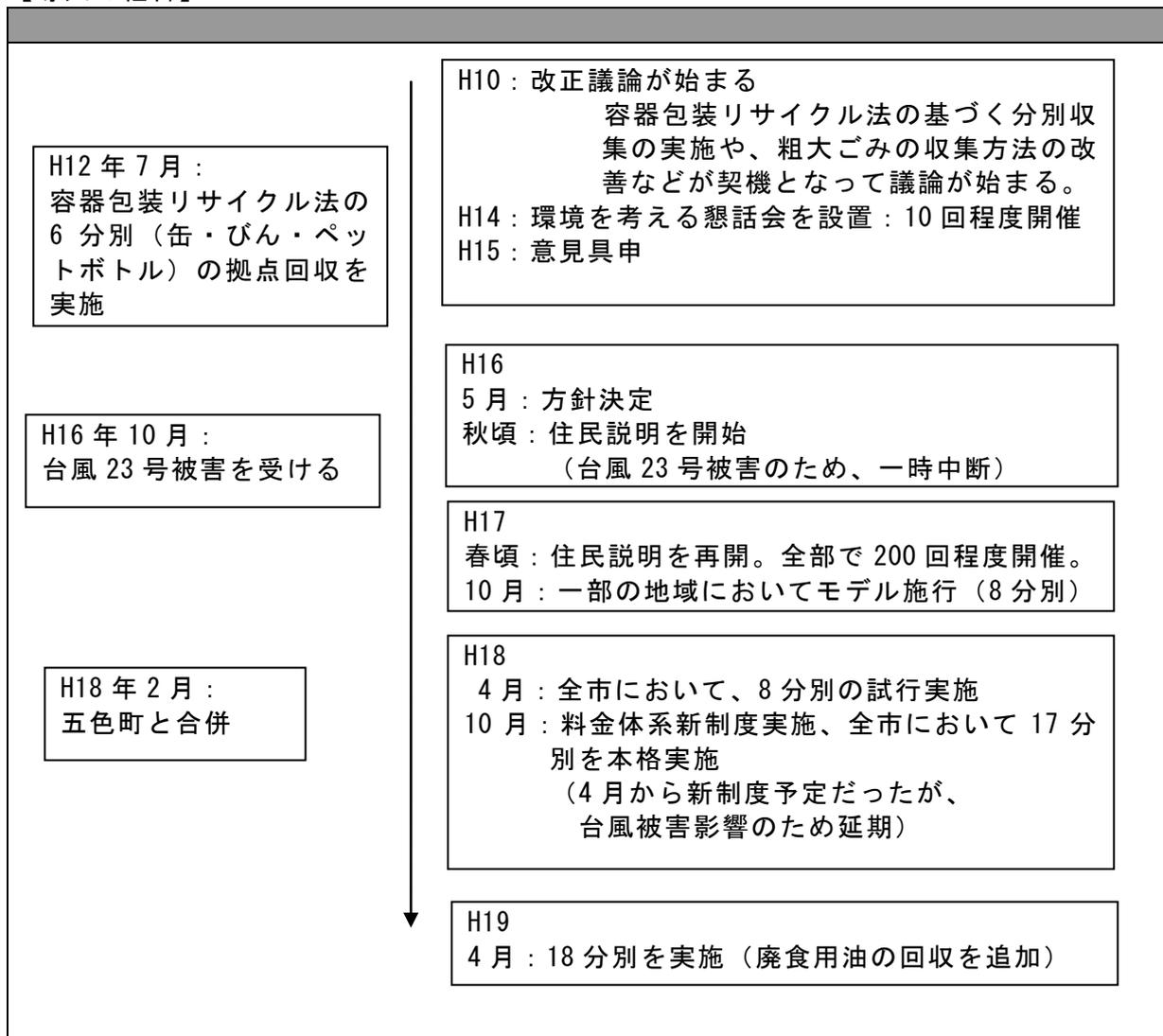
	事業費用を含む)、中間処理、最終処分費用の一部に充当	
財政負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行措置に伴う費用として無料配布分の制作費・配布費用を H18 年のみ負担</li> <li>・ 収集運搬費</li> <li>・ 中間処理費</li> <li>・ 最終処分費</li> </ul>	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境を考える懇話会の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新エネルギー等、環境全般を対象とした懇話会を設置し、市民・自治会・消費者団体・事業者・行政等で構成。</li> <li>・ 懇話会を 10 回程度開催。</li> </ul> </li> <li>●説明会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会を 200 回程度開催。夜間・休日の開催依頼にも対応した。説明会参加率は、高い地域で 6~7 割、低い地域では 1~2 割程度。実施時期に近くなるほど、参加人数は増加傾向になった。</li> <li>・ 淡路島内で、有料化を導入していないのは洲本市だけであったため、有料化導入そのものに関する反対は少なく、総論賛成各論反対という住民意見が主であった。</li> <li>・ 特に多かった住民意見は、以下の 2 つ <ul style="list-style-type: none"> <li>【エコステーションの設置に関して】</li> <li>住民意見： <ul style="list-style-type: none"> <li>資源物の排出先であるエコステーション（市内 158 箇所）が、各家庭から遠く、特に高齢者には負担となるのではないか。</li> </ul> </li> <li>市の回答： <ul style="list-style-type: none"> <li>資源等の回収を通じて町内会の親睦を深め、高齢者とのコミュニケーションを図ることができる。メリットとして捉えて欲しい。</li> </ul> </li> <li>【立ち番の導入に関して】</li> <li>住民意見： <ul style="list-style-type: none"> <li>立ち番の導入は、負担が大きく、特に高齢者が多い地域では実施が困難なのではないか。</li> </ul> </li> <li>市の回答： <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの住民に立ち番を経験してもらうことで、ごみ分別・排出等に関する理解を深めることができる。ごみ分別・排出マナーが徹底されれば、将来的に不必要となる制度である。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●積極的な広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ・資源の分け方・出し方（17 分別）の TV 放送</li> <li>・ 分別の手引き（小冊子）、分別カレンダーの配布</li> <li>・ その他チラシの配布（新聞折込）</li> <li>・ 市広報への掲載</li> </ul> </li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ減量化機器の助成制度</li> <li>●集団回収奨励金制度の継続</li> <li>●分別区分の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別区分を、17 品目に変更。（H19 年より 18 分別）</li> <li>※H12 年度から拠点回収事業を実施：毎月第 4 木曜日に連合町内会地区ごとに拠点を設け、資源ごみ（アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・びん）の回収を行っていた。（H18 年 10 月の分別収集実施により本事業は終了する。）</li> </ul> </li> </ul>

	<p>●兵庫県との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ有料化検討会への参加：平成 13 年から兵庫県が「ごみ有料化検討会」を開催しており、先進的事例の紹介・各市の状況紹介・兵庫県相生市への見学等を行っている。毎年参加し制度構築に活かす。</li> <li>懇話会への県民局担当者の参加：洲本市における環境を考える懇話会に、県民局担当者に参加してもらった。</li> </ul> <p>●分別推進員と立ち番の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各町内会で「分別推進員」と「立ち番」を設置</li> <li>分別推進員：エコステーションの世話役代表として、地域と市との調整役を務める</li> <li>立ち番：不適切な排出などの見張りや回収容器の管理を行う</li> </ul>
--	---

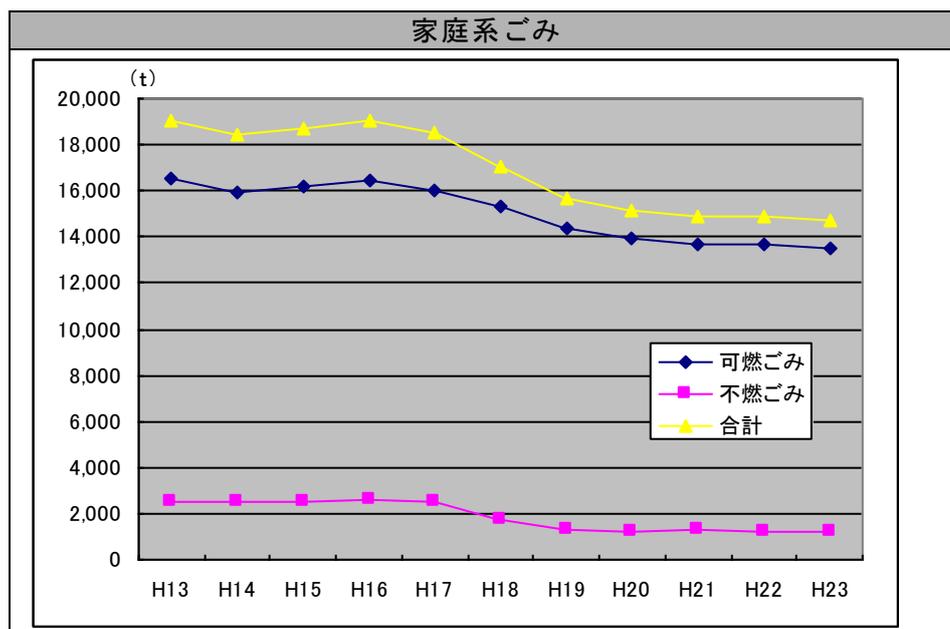
【導入の経緯】



### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物排出量の減少</li> <li>●ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不適正排出の増加                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 17 分別を実施したため、排出区分の間違い等があった。</li> </ul> </li> <li>●住民への対応の負担の増加                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民からの苦情や問い合わせ等の一時的な増加</li> </ul> </li> </ul>

#### 【ごみ排出量の変遷】



※五色町のデータを除く旧洲本市のみ

### 4. 有料化制度の見直し

制度の見直し方法	平成 10 年頃から、改正議論が始まり、平成 14 年には『環境を考える懇話会』（新エネルギー等、環境全般を対象とした懇話会）を設置し、検討を行った。懇話会は、市民・自治会・消費者団体・事業者・行政・県・市等で構成され、10 回程度開催した。
見直しの効果	

#### 【見直し項目】

	改正前（導入当初）	改正後	詳細等
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃・不燃の分別</li> <li>・ リサイクルの促進</li> <li>・ ごみ処理手数料の費用負担の公平化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの減量化と資源の分別の促進</li> <li>・ ごみ処理手数料の費用負担の公平化</li> </ul>	
導入	平成 6 年 7 月（導入）	平成 18 年 10 月（改正）	
料金体系	一定量無料型	排出量単純比例型	
分別区分	4 品目 可燃ごみ： 不燃ごみ：	17 品目 (H19 年より 18 品目) 可燃ごみ：市指定有料袋	

	資源物 大掃除：(粗大ごみ。 年2回実施)	不燃ごみ：市指定有料袋 有害危険ごみ 粗大ごみ(可燃、不燃) 資源物(13品目)	
料金水準		従来の手数料を基本として淡路島内の他の市町を参考に、料金水準を決定。	
	可燃ごみ	1世帯あたり年間160枚無料配布 それを超えた分について、350円/枚(35kg・L)で販売。	移行措置として、H18年9月に新指定ごみ袋を無料配布 1-4人世帯 可燃ごみ50枚(小) 不燃ごみ6枚(小) 5人以上世帯 可燃ごみ50枚(大) 不燃ごみ6枚(大)
	不燃ごみ	単価1円/kg・L 小袋 15kg・L：15円/枚 大袋 35kg・L：35円/枚	
資源ごみ	無料	無料	
収集方法	集積箱(ステーション回収)：市内約600箇所	ステーション回収(可燃・不燃)：市内約600箇所 エコステーション回収(資源ごみ)：市内158箇所	
徴収方法	有料指定袋(一定量は無料配布)	有料指定袋	平成19年3月まで、旧制度のごみ袋も使用可能。 現在、旧：新=3：1の割合で、新制度のごみ袋に交換。

<b>15.山口県下関市</b>	常住人口	294,887人（平成18年4月1日）
	常住世帯数	127,834世帯（平成18年4月1日）
担当課：環境部クリーン推進課	面積	715.89km <sup>2</sup>
合併：平成17年2月13日に、下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町が合併		

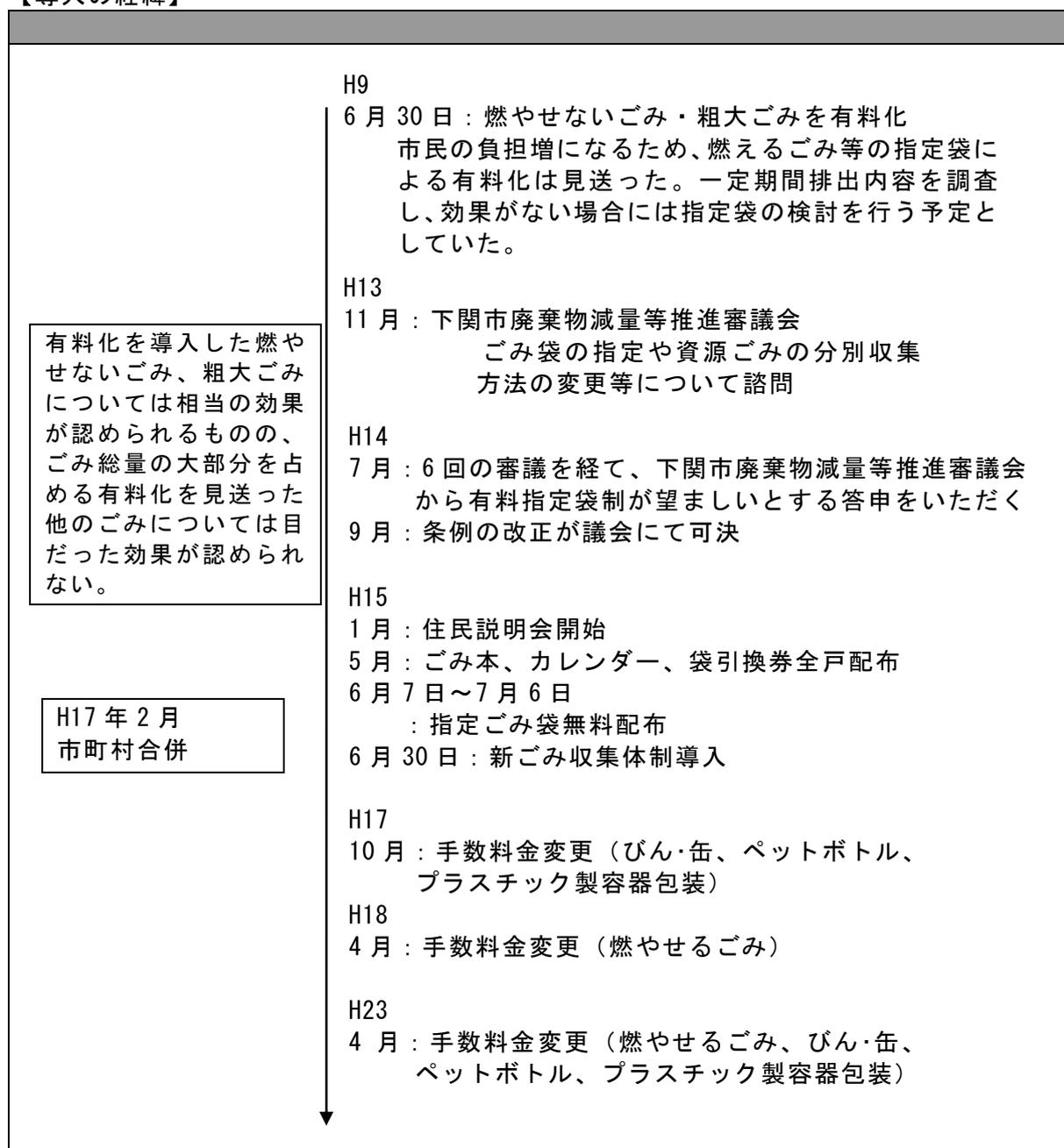
## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	ごみの減量化及び、費用負担の公平性を図るため	—
導入	平成9年6月（導入） 平成15年6月（改正：対象品目追加）	—
料金体系	排出量単純比例型	—
分別区分	10区分 燃やせるごみ：市指定有料袋 びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装：市指定有料袋 燃やせないごみ：市指定有料袋 有害ごみ、粗大ごみ：処理券 新聞紙、雑誌類、ダンボール：無料	—
料金水準	ごみ減量に成功した先進自治体を参考にし、市民の負担感の許容範囲で、且つ市民がごみ排出抑制の意識をもてるように設定。世帯あたり500円/月を超えない程度の負担を想定。	—
可燃ごみ	単価1円/L 特小袋10L：6円/枚 小袋18L：12円/枚 中袋30L：20円/枚 大袋45L：30円/枚	—
不燃ごみ	100円の納付券を貼付（戸別収集）	—
有害ごみ	100円の納付券を貼付（戸別収集）	—
資源ごみ	びん・缶 小袋18L：7円/枚 中袋30L：12円/枚 大袋45L：18円/枚 ペットボトル 小袋18L：7円/枚 中袋30L：12円/枚 大袋45L：18円/枚 プラスチック製容器包装 小袋18L：7円/枚 中袋30L：12円/枚 大袋45L：18円/枚	—
収集方法	ステーション回収、戸別収集	—
徴収方法	有料指定袋、処理券	—
手数料収入の用途	一般会計の特定財源として充当	—
財政負担	有料化導入時には、全戸配布したごみ百科の作成・市民への広報に係る経費・指定ごみ袋購入等の経費。 有料化導入後は、有料化運用のごみ袋購入、ごみ袋保管・配送業務委託、収納業務委託等の経費等	—

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民説明会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総説明会回数 665 回（うち、自治会説明会 581 回）</li> <li>・ 説明会への総参加者は 46,678 人（うち、自治会説明会 40,389 人）であり、旧下関市全世帯数に占める割合は、43.4%。</li> </ul> </li> <li>●広報の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ本、ごみ収集カレンダー、パンフレットの作成・配布</li> <li>・ 市報・ラジオCM・テレビCM・新聞広告等による周知徹底</li> </ul> </li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別区分の見直し</li> <li>●生ごみ堆肥化容器購入費補助制度           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 15 年度は、制度利用数が 4 倍に</li> </ul> </li> <li>●再資源化推進事業奨励金制度</li> <li>●地区指導員の確保・育成</li> </ul>

### 【導入の経緯】



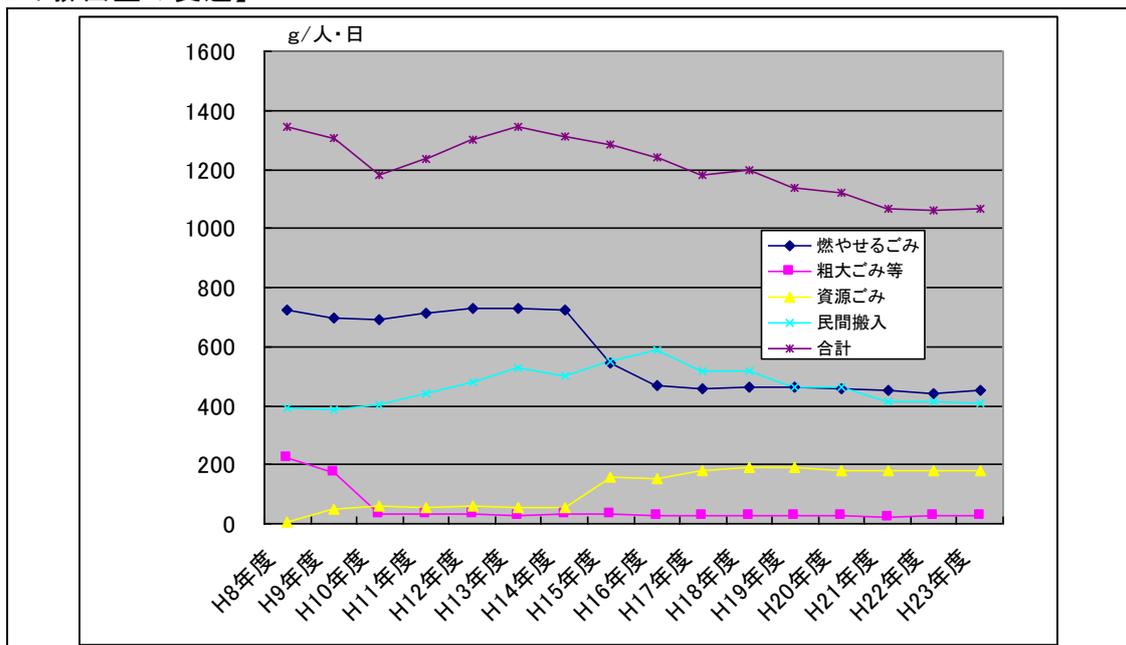
### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ収集量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物排出量の減少 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集量が、約2割減少</li> </ul> </li> <li>●ごみ問題や美化等に関する住民意識の向上</li> </ul>
負の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ行政に対する住民感情の悪化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入直後、一時的にそのような傾向が見られた。</li> <li>・有料化料金変更を求める署名が提出される</li> <li>・有料化導入時に「ごみ袋が高い」という有料化反対の御意見をたくさん頂いたが、現在では市民のごみ減量意識が高まっており、ごみ処理費用の一部を負担することに対し、「ある程度の負担はやむをえない」という意識を多くの市民が持っていることが、平成18年度に実施した市民アンケートの結果から得られている。</li> </ul> </li> </ul>
ごみ排出削減効果の評価・対策	導入前と比較し、ごみ収集総量は約2割減少し、その後もリバウンドは見られていない。
不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不法投棄対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化直後、不法投棄の通報件数が増えたが、多くは粗大ごみや産業廃棄物であるため有料化による増加ではなく、通報に関する意識が上がったものと考えている。</li> <li>・不法投棄対策として、監視カメラの設置や不法投棄ホットラインの設置等の対策を行っている。</li> </ul> </li> <li>●不適正排出の防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化を実施する平成15年6月30日までに、「有料化を知らなかった」という市民がいないようにする必要があり、広く市民に周知することに力を入れた。」</li> <li>・指定ごみ袋は、袋の中身が見え、一目でどの袋か分かるよう、袋全体に着色をした。また、取手、両脇マチの他、エンボスなど視覚障害者に対する配慮も行った。</li> </ul> </li> </ul>

燃やせるごみ用



【ごみ排出量の変遷】



#### 4. 有料化制度の見直し

<p>制度の見直し方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象品目の追加（平成 15 年 6 月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入当初（平成 9 年）は市民の負担増になるため、一定期間排出内容を調査し、効果がない場合には指定袋の検討を行うことを条件に、燃やせるごみ等の指定袋による有料化は見送られた。</li> <li>・ 有料化を導入した燃やせないごみ、粗大ごみについては相当の効果が認められるものの、ごみ総量の大部分を占める有料化を見送った他のごみについては目だった効果が認められなかったため、燃やせるごみ等の指定袋の有料化導入を決定。</li> <li>・ 有料化対象区分を 2 区分（燃やせないごみ、粗大ごみ）に、5 区分（燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、有害ごみ）を追加</li> </ul> </li> <li>●合併による見直し（平成 17 年 2 月～） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併に際して、料金を改正</li> <li>・ 旧下関市・菊川町・豊田町・豊浦町・豊北町が平成 17 年 2 月に合併した。旧下関市・菊川町・豊田町（中間処理：焼却）と旧豊浦町・豊北町（中間処理：固形燃料化）とで、ごみ処理体制が大きく異なっており、まだ統一されていない。</li> </ul> </li> <li>●手数料の見直し（平成 23 年 4 月～） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量に一定の効果が見られたため、市民の負担軽減のため実施。平成 23 年度ごみ排出量についてリバウンドはみられなかった。</li> </ul> </li> </ul>
<p>見直しの効果</p>	<p>平成 15 年 6 月の見直しにより、ごみの減量やごみ問題等に対する市民意識の向上に効果があった。</p>

#### 【見直し・改善】

	導入当初 平成 9 年	見直し 平成 15 年	見直し 平成 17 年 2 月～
<p>変更点</p>		<p>対象品目追加</p>	<p>合併による料金改定</p>
<p>分別区分</p>	<p>5 区分</p>	<p>10 区分</p>	<p>10 区分</p>
<p>料金水準</p>			
<p>可燃ごみ</p>	<p>無料</p>	<p>有料（指定袋） 単価 1.2 円/L（中袋） 小袋 18L：20 円/枚 中袋 30L：35 円/枚 大袋 45L：50 円/枚 ※平成 16 年度から特小袋（10L：10 円/枚）を導入</p>	<p>有料（指定袋） 単価 1 円/L（中袋） 特小袋 10L：10 円/枚 小袋 18L：18 円/枚 中袋 30L：30 円/枚 大袋 45L：45 円/枚</p>
<p>不燃ごみ</p>	<p>有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋</p>	<p>有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋</p>	<p>有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋</p>
<p>有害ごみ</p>	<p>無料</p>	<p>有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋</p>	<p>有料（納付券・戸別収集） 100 円/袋</p>
<p>粗大ごみ</p>	<p>有料（納付券・戸別収集） 品目毎に設定</p>	<p>有料（納付券・戸別収集） 品目毎に設定</p>	<p>有料（納付券・戸別収集） 品目毎に設定</p>
<p>資源ごみ （びん・缶、 ペットボトル、 プラスチック製容器包装）</p>	<p>無料</p>	<p>有料（指定袋） 単価 0.6 円/L（中袋） 小袋 18L：15 円/枚 中袋 30L：20 円/枚 大袋 45L：30 円/枚</p>	<p>有料（指定袋） 単価 0.5 円/L（中袋） 小袋 18L：10 円/枚 中袋 30L：15 円/枚 大袋 45L：20 円/枚</p>

<b>16.福岡県福岡市</b>	常住人口	1,483,052人(平成24年4月1日)
	常住世帯数	724,286世帯(平成24年4月1日)
担当課：環境局計画課	面積	340.70km <sup>2</sup>
合併：		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的・背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出者責任の明確化</li> <li>負担の公平性の確保</li> <li>ごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけづくり</li> </ul>	
導入	平成17年10月	
料金体系	単純従量制 (人口流動が毎年10%(10万人)あり、超過制や二段階制では、行政コストが非常に大きくなるため)	
分別区分	燃えるごみ：市指定有料袋 燃えないごみ：市指定有料袋 空きびん・ペットボトル：市指定有料袋 粗大ごみ：粗大ごみ処理券貼付	
料金水準	人口10万人以上の都市のデータによると、大袋で40円以下では減量効果が期待できないとの分析の基、以下のように設定	
可燃ごみ	単価1円/L 小袋 15L：15円/枚 中袋 30L：30円/枚 大袋 45L：45円/枚	処理施設に持込10kgまでごとに140円
不燃ごみ	単価1円/L 中袋 30L：30円/枚 大袋 45L：45円/枚	
資源ごみ	空きびん・ペットボトル 中袋 30L：15円/枚 大袋 45L：22円/枚	
収集方法	原則戸別収集	
徴収方法	指定袋のメーカーは、事務委託した外郭団体が、競争入札により、袋の種類・容量ごとに選定有料指定袋販売による(販売価格は条例に定める手数料の金額)	
手数料収入の用途	一歳入：27億円 一歳出：ごみ処理経費の特定財源270億円に充当。 ←また、一般財源より毎年10～15億円が、新たに創設された「環境市民ファンド」に充てられる。ファンドの用途は、①ごみ減量・リサイクル事業、②環境教育・啓発事業、③環境保全事業、④環境美化活動の4事業である。	
財政負担		

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケートの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年に設置された福岡市循環型システム研究会（市長の私的諮問機関）が平成14年1月に有料化を提言。その検討過程で市民アンケートを実施したところ、有料化の賛成意見が多かった。</li> </ul> </li> <li>●意見交換会・住民説明会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年4月よりごみ処理基本計画の改訂に着手し、平成15年11月より有料化等の住民意見交換会を実施</li> <li>・平成17年3月に有料化が議会にて可決され、4月より住民説明会を実施</li> </ul> </li> <li>・住民説明会を円滑に実施するため、Q&amp;Aを作成（次頁参照）</li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校区紙リサイクルステーションの設置</li> <li>●地域集団回収報奨制度報奨金の増額</li> <li>●環境市民ファンドの創設</li> <li>●事業系古紙回収の促進</li> <li>●自己搬入事前申込制度の導入</li> <li>●夜間パトロールの実施（10月より3ヶ月間）</li> </ul>

### 【導入の経緯】

家庭ごみ有料化の背景と経緯	
H9.12	指定袋制の導入、3分別収集開始、粗大ごみの有料化、ステーション廃止
H12.4	空きびん・ペットボトル分別収集開始
H12.8	市長の私的諮問機関「福岡市循環型システム研究会」設置。
H13.2	研究会「中間とりまとめ」公表。意見募集・意見交換会・アンケート調査実施。有料化について、賛成48.9%、反対34.6%。
H13.12	研究会「最終報告書」受理。「福岡式循環型システム」の提言を受ける。
H14.4～	ごみ処理基本計画改定及び家庭ごみの有料化の検討に着手
H15.11～	ごみ処理基本計画住民意見交換会実施。 （期間1年間のべ172回、7200人。パブリックコメント（意見211名））
H16.12	ごみ処理基本計画「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定
H17.3	有料化条例議案上程・可決（環境市民ファンド条例議案上程・可決）
H17.4	4月環境市民ファンド（基金）創設。 CM等で有料化周知広報、5月～住民説明会実施（110回のべ6100人）
H17.10	家庭ごみの有料化開始・新指定袋へ変更。（9月から新指定袋販売開始）

表 Q & A 事例（一部抜粋）

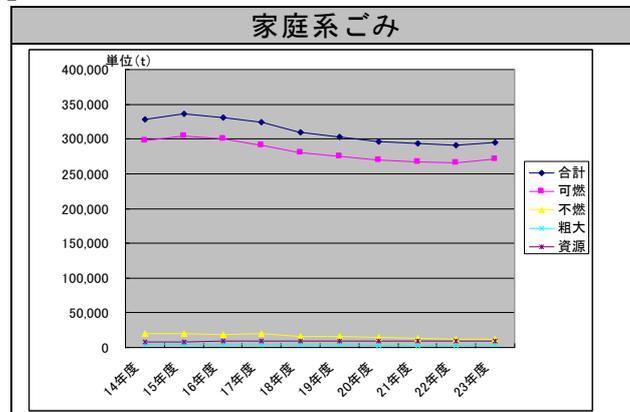
税金の二重取り	Q	これまで、ごみ処理は税金で賄ってきたのだからその中でやるべきである。人工島の負担が市民にまわってきているのではないか。
	A	家庭ごみの有料化は、排出者責任の考え方のもと、負担の公平性を確保するとともにごみ減量・リサイクルの行動を起こす動機付けのために行うもので、ごみ処理経費については、現在条例で、一回一袋は無料としているところを、一袋目から一部負担してもらうものである。
金額・弱者対策	Q	有料化の金額は、具体的にいくらぐらいになるのか。
	A	周辺市町村の状況も参考にし、45ℓの袋一袋あたり30円～60円の範囲で検討している。
	Q	リサイクルにまわせば、45ℓの袋では余裕がある。袋の大きさによって価格差を設けてほしい。
	A	有料化を実施する場合は、ごみ減量・リサイクルを進めるため、大・中・小の3種類の袋をつくり、それぞれの袋の価格差を設けることにより、努力して小袋で済むように減量すれば、これまでとあまり負担が変わらない価格に設定したい。
使途	Q	有料化でどのくらいの財源が入ってきて、それがどのように使われるのか。
	A	試算では、仮に45ℓ袋を45円にした場合、約27億円の歳入が見込まれるが、ごみ袋製造経費等必要経費を差し引くと21億円。これは、ごみ処理経費に充当されるが、一般財源の中から「環境市民ファンド」を創設する。
	Q	有料化で得られた財源の出入りの情報を全て開示することが絶対に必要である。
	A	市民の皆さんが納得のいくように、ごみ処理等にかかる環境局全体の歳入・歳出を毎年公表し、透明性の確保に努めていく。
効果	Q	有料化によって、ごみ減量効果はあるのか。一時的なものではないのか。
	A	平成8年度以降に有料化した10万人以上の都市で調査を行ったところ、他の減量施策と併せて実施することにより、1割程度減少しており、その後も効果を維持している。本市としても有料化だけではなく、いろいろな施策を行うことでごみを減らしていきたい。
ボランティア袋	Q	街路樹の落ち葉や地域清掃のごみ袋も有料袋を買わないといけないのか。
	A	ボランティア袋をつくって無料で配布したいと考えている。
せん定枝	Q	庭木のせん定枝や葉は、野焼きも禁じられているのでごみ袋で出すしかない。有料化になったら、何とかならないか。
	A	せん定枝は、指定袋以外で収集する方法についても検討しています。葉は、できるだけ枯らして量を減らして可燃ごみに出していただくか、土に埋めるなどしてください。
生ごみ	Q	マンションで生ごみのリサイクルは無理がある。ディスプレイ使用は可能か。
	A	下水の水質悪化を招き環境に負担を与えるため、単体での使用は条例で設置が禁止されている。
	Q	生ごみはもっと力をいれてやるべき。市の助成制度もお粗末。農家とのタイアップも必要。
	A	今まで全市一律の施策で難しかったが、今後は、ファンドを創設し、住民主体の生ごみ堆肥化の取り組みにも積極的に支援していきたい。農家とのタイアップは、堆肥の質など難しい問題もあり、検討課題である。

トレイ	Q	私たちは、トレイを買わされている。トレイを使わないように販売店に言えないのか。また、なぜ、色つきトレイは回収しないのか。
	A	過剰包装の自粛、トレイの販売店回収を今後強く申し入れしていく。色つきトレイは、さまざまな色があるため、白色トレイといっしょにリサイクルできない。
拡大生産者責任	Q	市民に負担させる前にメーカーやスーパーなど製造者側をもっと強く指導すべきだ。
	A	スーパーに対して、過剰包装の自粛や資源物の自主回収について、強く指導していく。また、デポジット制度の導入など本市単独ではできないものもあるため、他の政令市と連携し、要望を続ける。企業がつくるものは、消費者のニーズによるものであるため、消費者からの要望や働きかけも重要である。
	Q	新聞広告（チラシ）が多い。企業の責任として、新聞社や販売店が自主的に回収すべきではないか。
	A	チラシは断ることができる。また、販売店に依頼すれば、回収してくれる。チラシは、新聞と一緒に回収できるため、地域集団回収や紙リサイクルボックスに出してほしい。
不法投棄	Q	有料化したら不法投棄が増えるのではないか。対策は考えているのか。
	A	不法投棄対策の係りを新設し、対策を強化していく。有料化実施前後は、住民に対して有料化の趣旨について理解を求めていくとともに、監視パトロールの強化などを行う。しかし、行政だけでは限界があるため、地域の皆さんと一緒に不法投棄をさせない街づくりを行っていきたい。
	Q	地域で取り組む不法投棄パトロール、清掃用具ボックス設置、トレイ回収ボックス設置などに支援してほしい。
	A	このような活動支援に対する住民の皆さんの要望がいろいろ出ている。そのため、環境市民ファンドを創設し、ごみ減量・リサイクル活動などに積極的に支援して行きたい。
啓発	Q	ワンルームマンションなどで違反者が多い。徹底した啓発をしてほしい。
	A	管理会社には契約時に4分別・リサイクルがわかるようなチラシを渡してもらっている。不動産協会などにチラシ配布について要請している。大学入学時のオリエンテーションでもチラシを配布し指導しているが、今後も力を入れていきたい。
環境学習	Q	あらゆる世代、小中高の子どもたちや若者への環境学習に力を入れてもらいたい。
	A	現在、小学校へ事業所の職員がパッカー車で出向き、ごみの総合学習を行っている。また、幼児向けの学習プログラムの作成を考えている。小中学校向けの副読本を作っているが、今後も力を入れてやっていきたい。
事業所ごみ減量対策	Q	事業系ごみが増加している。行政指導はしているのか。
	A	立ち入り指導対象事業所を延床面積3000㎡から1000㎡まで引き下げ、指導を強化していく。また、中小企業の腰の分別リサイクルを進めるため、現在、事業所古紙回収モデル事業を行っており、今後全市に広げていく。
野焼き	Q	庭木のせん定枝など、ビニールなど混ざらないようにしても、野焼きはだめなのか。ごみ減量と矛盾するのではないか。
	A	せん定枝からも、微量だが、ダイオキシンは発生する。また、焼却した際の煙や臭いなどで、生活されている地域住民の皆さんにも迷惑をかけたり、苦情の原因となるため、野焼きは禁止している。

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ処理基本計画の目標としてH27年度にH14年度比10%のごみ減量を掲げていたところ、有料化その他の減量施策と相まって、H20年度に7年前倒しでこの目標を達成した。
正の効果	ごみ量が約10%減少。有料化開始後1年目のアンケート調査の結果、ごみ減量・リサイクルへの関心が強くなった人が約7割であった。また、紙類や食品トレイなどはリサイクルに回す人が増加し、燃えるごみとして出す人が減少した。
負の効果	有料化直後は、コンビニエンスストアのごみ箱や資源回収ボックス利用のマナーが悪くなった。
ごみ排出削減効果の維持・対策	古紙リサイクルステーションの増設等により、紙のリサイクルを強化した結果、約10%のごみ減量効果を維持、古紙を含めたりサイクル率も、有料化前年度の16.1%から有料化年度は21.1%へと増加した。
不法投棄の増減評価・対策	有料化に伴う不法投棄が懸念されたため、有料化前後3か月間、不適正排出パトロールを強化した。その結果、有料化開始後の不法投棄の増加は見られなかった。

#### 【ごみ排出量の変遷】



#### (1) 減量・リサイクル効果及び課題

有料化を開始した10月、可燃ごみは約16%、不燃ごみは約40%減少するなど、有料化により市民のごみ減量・リサイクルの意識や行動の変化が見られた。中期的にみても、古紙の回収拠点の増設など有料化以外のごみ減量施策と相まって、ごみ処理基本計画の削減目標を達成することができた。しかし近年はごみ量がほぼ横ばいで下げ止まり傾向がみられるなどの課題があり、一層の取組みが必要となっている。

#### (2) 市民の理解

手数料収入が増えれば財源は増えるが、市民の行動が変化し、循環型社会構築に結びつかなければ意味がない。有料化を成功させるためには、「なぜ、有料化を実施するのか」という、有料化の趣旨を十二分に理解してもらうことが重要である。このため、本市においては、住民説明会を議会可決の前後、通算約300回開催し、膝をつき合わせて対話した。この意見交換会が、住民の意識啓発に大きな効果を生み出したと考える。

#### (3) 財源の使途の明確化と透明性の確保

有料化で得られた財源はごみ処理費に充当されており、また、有料化で削減できた一般財源の一部を未来の子どもたちに美しい地球環境を残すため創設した環境市民ファンドに繰り入れ、地域団体やNPO等ボランティア団体の主体的な環境活動を支援するほか、環境学習などの啓発事業等に充てている。透明性の確保については、ごみ処理等にかかる環境局全体の歳入・歳出を毎年公表している。

### 4. 有料化制度の見直し

制度の見直し方法	引き続き有料制を継続する。有料化を含めた減量施策全体について、ごみ処理基本計画の進行管理の中で施策の効果の把握と見直しを検討していく。
見直しの効果	

<b>17.熊本県熊本市</b>	常住人口	724,984 人(平成 22 年 10 月 1 日)
	常住世帯数	312,935 世帯(平成 22 年 10 月 1 日)
担当課：環境局 ごみ減量推進課	面積	389.54 km <sup>2</sup>
合併：富合町（平成 20 年 10 月 6 日） 城南町、植木町（平成 22 年 3 月 23 日） ※下記の取組みや統計には、これらの旧合併町域は含まれていません。		

## 1. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみに対する意識を変え、より関心をもっていたりするためのきっかけづくり</li> <li>・家庭ごみの減量（発生抑制）及びリサイクルの推進</li> <li>・ごみ量に応じた負担の公平化</li> <li>・新たな財源による、ごみ減量・リサイクルの仕組みづくり</li> </ul>					
導入	平 21 年 10 月					
料金体系	単純従量制（燃やすごみ、埋立ごみ） 二段階定額制（大型ごみ）					
分別区分	燃やすごみ：市指定有料袋 プラスチック製容器包装：無料（平成 22 年 10 月導入） 紙：無料 埋立ごみ：市指定有料袋 資源物（缶・びん・なべ類・古着類・自転車・乾電池）：無料 ペットボトル：無料  大型ごみ：有料大型ごみ処理券貼付 資源物拠点回収（白色トレイ・紙パック・使用済みてんぷら油・蛍光管・乾燥生ごみ・使用済み小型家電・樹木）：無料					
料金水準	市民生活における経済的負担や、本市と同規模の自治体及び近隣自治体の料金を考慮した。					
	<table border="1"> <tr> <td>燃やすごみ</td> <td>               特小袋 5 L：4 円/枚                小袋 15 L：12 円/枚                中袋 30 L：23 円/枚                大袋 45 L：35 円/枚             </td> </tr> <tr> <td>埋立ごみ</td> <td>               小袋 15 L：12 円/枚                中袋 30 L：23 円/枚                大袋 45 L：35 円/枚             </td> </tr> </table>	燃やすごみ	特小袋 5 L：4 円/枚 小袋 15 L：12 円/枚 中袋 30 L：23 円/枚 大袋 45 L：35 円/枚	埋立ごみ	小袋 15 L：12 円/枚 中袋 30 L：23 円/枚 大袋 45 L：35 円/枚	
燃やすごみ	特小袋 5 L：4 円/枚 小袋 15 L：12 円/枚 中袋 30 L：23 円/枚 大袋 45 L：35 円/枚					
埋立ごみ	小袋 15 L：12 円/枚 中袋 30 L：23 円/枚 大袋 45 L：35 円/枚					
収集方法	ステーション回収					
徴収方法	有料指定袋販売による。  燃やすごみの指定ごみ袋の一定枚数を、生					

	<p>活保護受給者、乳幼児を養育する者、本市の福祉事業にて紙おむつ等の支給を受けている者、要介護認定等を受け常時紙おむつを使用している者等を対象に、無料配布している。</p>	
手数料収入の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量やりサイクル施策に使われている。</li> <li>・年度ごとに作成する『熊本市ごみレポート』において、「家庭ごみ処理手数料の使途」を公表。</li> </ul> <p>平成 22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－歳入：7.73 億円</li> <li>－歳出：7.73 億円</li> </ul> <p>平成 23 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－歳入：6.98 億円</li> <li>－歳出：6.98 億円</li> </ul>	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アンケート・住民説明会の実施</li> <li>・平成 16 年 3 月に熊本市環境審議会からの答申を受け、「熊本市ごみ・減量リサイクル推進基本計画」を策定。この基本計画の中で、家庭ごみ有料化の導入に取り組むこととした。</li> <li>・平成 17 年 1 月～8 月に、家庭ごみ有料化手法の地域説明会とアンケート調査を行い、アンケート調査の結果を基に有料化素案を作成し、市議会に提出。平成 18 年 1 月～2 月にパブリックコメントを実施し、その意見を踏まえた条例案を 3 月に市議会に上程したが、「有料化を行う以前に、市民の協力によりごみを減らすことができるのではないか」等の意見があり、条例案は否決された。</li> <li>・否決後、広報啓発を強化したものの基本計画に定めたごみ減量の目標の達成が困難な状況であったことから、平成 20 年 3 月の市議会に「ごみ減量化・リサイクルのビジョン」を提出し、再度ごみ減量策の一つとして家庭ごみの有料化を表明した。条例再提案に向けた取組みとしては、4 月から 10 月にかけて市民、議会に対し、有料化の必要性を丁寧に説明するとともに、経済的な負担についても勘案しながら金額の設定を行った。その後、実施したパブリックコメントにおいて、半数以上の賛成意見が得られたことから、平成 20 年 12 月の市議会へ再度、有料化条例案を上程し、可決された。</li> </ul>
併用しているその他の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 拠点回収の品目追加。</li> <li>● ごみゼロコール(ごみ全般に関する相談窓口)を設置</li> <li>● 堆肥化容器・家庭生ごみ処理機の購入助成金拡充。</li> <li>● 自治会へのボランティアシール(ボランティア清掃ごみにシールを貼付すると指定ごみ袋と同様に取り扱われるというもの)の交付。</li> <li>● 集団回収実施団体への助成制度を拡充(平成 21 年 7 月～)。</li> <li>● 自治会へのごみステーション管理助成金交付(平成 21 年 4 月～)。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施(平成 22 年 10 月～)。</li> <li>●焼却施設、埋立て施設の直接搬入手数料を改定。</li> </ul>
--	---

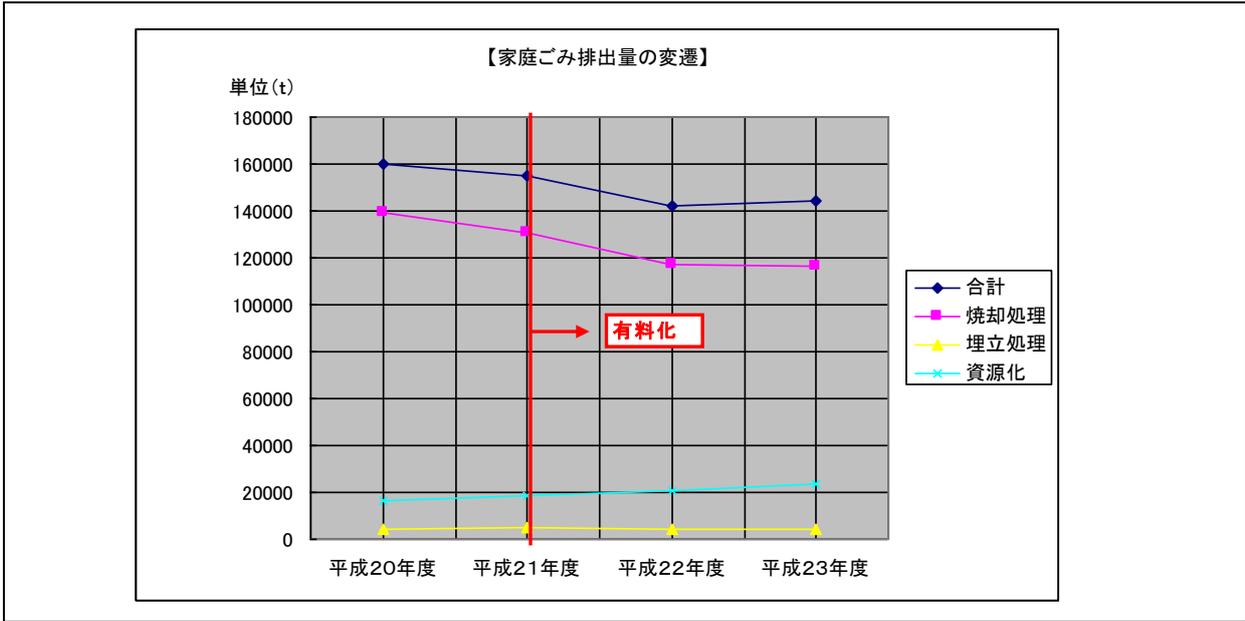
#### 【導入の経緯】

家庭ごみ有料化の背景と経緯	
H16.3	「熊本市ごみ・減量リサイクル推進基本計画」を策定。この基本計画の中で、家庭ごみ有料化の導入に取り組むこととした。
H17.1～H18.1	市民、議会への説明等を重ねながら有料化条例案を作成。
H18.3	市議会へ「家庭ごみ有料化条例案」を上程したが否決。
H18.3～H20.3	ごみ減量等の地域説明会や広報媒体による広報啓発の実施。
H20.3	市議会へ「ごみ減量化・リサイクルのビジョン」を提出し、ごみ減量策の一つとして家庭ごみの有料化を表明した。
H20.4～10	市民説明会の開催。
H20.10	パブリックコメントの実施。
H20.12	市議会へ「家庭ごみ有料化条例案」を再度、上程、可決。
H21.10	有料化施行。

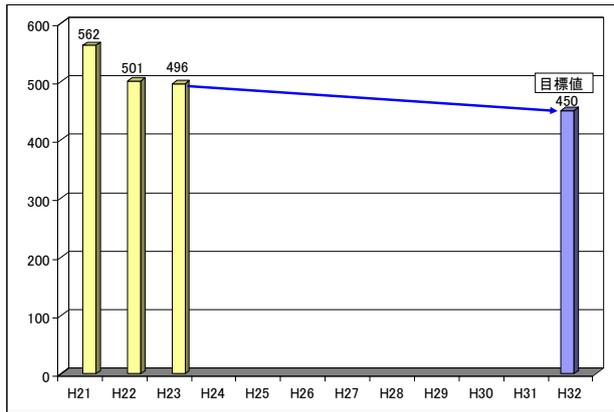
### 3. 有料化制度の評価

評価指標	<p>基本計画の目標値の1つとして「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源化された量を除く）について、平成 22 年度において平成 14 年度比 21.7%削減」を掲げていた。</p> <p>平成 23 年 3 月に策定した新基本計画では「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源化された量を除く）について、平成 32 年度において平成 21 年度比 20%削減」を掲げている。</p>
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度においては、平成 14 年度比 22.2%削減となり、目標を達成した。</li> <li>・平成 23 年度においては、平成 21 年度比 11.7%削減となった。</li> </ul>

【家庭ごみ排出量の変遷】



1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源化された量を除く）  
 ※ (家庭ごみ収集量 - 資源化された量) ÷ 人口 ÷ 365



**目標値**  
 平成21年 562 → 20%減 → 平成32年 450

**平成23年度実績**  
 496 g (11.7%減)  
 ※平成21年度比

<b>18.沖縄県名護市</b>	常住人口	61,679 人(平成 25 年 1 月 31 日)
	常住世帯数	26,946 世帯(平成 25 年 1 月 31 日)
担当課：環境衛生課	面積	210.37 km <sup>2</sup>
合併：		

## 2. 有料化の仕組みづくり

	家庭系ごみ	事業系ごみ
目的	ごみの発生抑制及びリサイクル推進のため	
導入	平成 21 年 2 月	
料金体系	単純比例制	
分別区分	燃やしていいごみ：市指定有料袋 燃えないごみ：市指定有料袋 プラスチック・ビニール：市指定有料袋 ゴム製品：市指定有料袋 粗大ごみ：粗大ごみ処理券貼付 資源ごみ(紙おむつ・金属・古紙・古書・食用油・空き瓶・ガラス・空き缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・小形家電・有害ごみ)：無料	
料金水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理単価の排出者負担比率が 30%となるように、36 円/30 L に設定した。</li> <li>・ごみ処理単価は、収集運搬処理と焼却処理・埋立て処理に要する費用の単価であり、粗大ごみの処理、資源ごみのリサイクルに要する費用は、ごみ処理単価からは除いている。</li> <li>・30%という排出者負担比率は、県内自治体における負担率の平均値であること、社会通念的にも許容される範囲であると考えて設定した。</li> </ul>	
家庭ごみ	単価 1.2 円/ L 10 L：12 円/枚 20 L：24 円/枚 30 L：36 円/枚 45 L：54 円/枚 70 L：84 円/枚 90 L：108 円/枚	
収集方法	個別収集	
徴収方法	有料指定袋	
税金収入の用途	ごみ処理行政の一部に使用。	

## 2. 円滑な有料化制度の導入

<p>住民・事業者等との合意形成・広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意見交換会・住民説明会の開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年 5 月～7 月に一回目の住民説明会、平成 20 年 11 月に二回目の住民説明会を開催したが、参加率は 1 割に満たなかった。住民説明会等においては、有料化実施に対する大きな反対運動は起きなかったが、これは有料化に関する市民の関心が低かったためであると思われる。</li> <li>・有料化実施直後には、名護市の手数料が沖縄県の他自治体と比較して高いことに対する苦情の電話が殺到した。これに対し、名護市では資源化ルートを整備したことで、有料指定袋で出さなければならないごみの種類が少なく、そのため、1 世帯から有料指定袋で排出されるごみ量当たりの料金で考えると、名護市の手数料は平均的な金額であることを説明し、市民の理解を得られるように努めた。</li> <li>・有有料化実施から 1 年経過した平成 22 年 2 月、3 月に、住民意見交換会を開催した。</li> </ul> </li> </ul>
<p>併用しているその他の政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分別収集区分を 8 種分別から 16 種分別に変更（容器包装プラスチックの分別収集開始）。</li> <li>●資源化ルートを拡充し、資源ごみは有料化の対象外として、リサイクル推進。</li> <li>●事業系ごみも同時に有料化。</li> </ul>

### 【導入の経緯】

家庭ごみ有料化の背景と経緯	
H18.2	「名護市地域循環型社会形成推進地域計画」が策定された。その手段の一つとしてごみ有料化の検討が盛り込まれ、同計画を受けて、発生抑制・リサイクル推進の手段としてごみ有料化の検討が必要であるとされた。
H19.9	「ごみ減量化・リサイクル推進基本計画（案）」を策定し、同計画で掲げた 5 項の基本方針の一つに有料化導入を掲げた。
H19.10	市各部局から構成する名護市ごみ有料化実施計画策定作業部会が設立された。
H19.12	「名護市ごみ有料化実施計画（案）」が策定された。
H20.1	市長からの諮問を受け、名護市環境審議会で「ごみ減量化・リサイクル推進基本計画（案）」、「名護市ごみ有料化実施計画（案）」が審議された。
H20.4～	H20 年 4 月、全会一致で有料化実施への賛成の答申が提示された。同月、環境審議会の答申を受け、庁議（市の最高決定機関）において両計画案は可決された。庁議の決定を受け、住民説明会が実施され、議会への議決となった。
H21.2	家庭系ごみ・事業系ごみの有料化が実施された。

### 3. 有料化制度の評価

評価指標	ごみ排出量
正の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭系ごみ、事業系ごみとも目標以上に削減し、目標達成。</li> <li>・ 家庭系ごみは大幅に減少。</li> <li>・ 最終処分場の延命化も達成。</li> </ul>

#### 【ごみ搬入量の変遷】

